

第6期 熱海市障がい者計画
第7期 熱海市障がい福祉計画
第3期 熱海市障がい児福祉計画

令和6年3月
熱海市

はじめに

近年、少子高齢化の進展がさらに加速する中、
障がいをお持ちの方の高齢化や重度化に加え障がい者
を支える家族や介護される方の高齢化も深刻化しており、
障がいをお持ちの方が住み慣れた地域で安心して生活できる
まちを実現するために必要な障がい福祉サービスへの需要は、
ますます増加するとともに多様化しております。



本市では、平成29年度に「第5期熱海市障がい者計画」を策定し、生活支援、保健・医療、教育、雇用促進、生活環境の整備などの障がい福祉諸施策を推進しており、令和2年度には障がい福祉サービス提供体制の確保に関する「第6期熱海市障がい福祉計画・第2期熱海市障がい児福祉計画」を策定し、必要なサービス量の確保に取り組むとともに障がいをお持ちの方やご家族がいつでも気軽にご相談いただける地区相談員の配置、グループホームの誘致などの施策に取り組んでまいりました。

そのような中、障がいをお持ちの方一人ひとりの能力が発揮できる社会、生きがいのある安全で安心な社会の実現を目指し、このたび「共に生き 支えあい みんなでつくる 笑顔のまち あたみ」を基本理念とした「第6期熱海市障がい者計画」及び「第7期熱海市障がい福祉計画・第3期熱海市障がい児福祉計画」を策定いたしました。

この理念に基づき、「誰もが住み慣れた地域で安心して生活できるまちづくり」を目指し、今後とも関係団体の皆様方との連携を図りながら障がい福祉諸施策に取り組んでまいりますので、市民の皆様、福祉に携わる皆様方におかれましてはより一層のご支援とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

最後に、本計画の策定にあたり、アンケート調査にご協力いただきました本市の障がい者手帳をお持ちの皆様、貴重なご意見・ご提言をいただきました熱海市障害者計画及び熱海市障害福祉計画策定懇話会委員の皆様にご心より御礼を申し上げます。

令和 6年 3月

熱海市長 齊藤 栄

目次

第1章 計画の概要

1	計画の趣旨	1
2	計画の法的根拠及び位置づけ	2
3	SDGsの推進	3
4	計画の期間	4
5	計画の基本理念	5
6	基本方針	6
7	計画の策定体制	7
8	計画の推進、進捗管理	8

第2章 障がいのある人を取り巻く現状

1	人口の推移	9
2	障がいのある人の状況	10
3	アンケート調査にみる障がいのある人の現状	22

第3章 第6期障がい者計画

1	施策の体系	42
2	計画の内容	
	基本目標1 自立した暮らしへの支援	43
	基本目標2 充実した社会生活の推進	51
	基本目標3 個性に応じた教育・療育の支援	56
	基本目標4 安心・安全なまちづくりの推進	59

第4章 第7期熱海市障がい福祉計画・第3期障がい児福祉計画

I 令和8年度までに達成を目指す目標

1 施設入所者の地域生活への移行	6 2
2 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築	6 3
3 地域生活支援の充実	6 4
4 福祉施設から一般就労への移行	6 5
5 障がい児通所支援等の地域支援体制の整備	6 7
6 相談支援体制の充実・強化等	6 9
7 障がい福祉サービス等の質の向上を図るための取組に係る体制の構築	7 1

II 障がい福祉サービス等の見込み量（活動指標）

1 訪問系サービス	7 2
2 日中活動系サービス	7 4
3 居住系サービス	8 4
4 相談系サービス (計画相談支援、地域移行支援、地域定着支援、障がい児相談支援)	8 7
5 障がい児サービス	8 9
6 発達障がい者関係	9 2
7 補装具費の支給	9 4
8 基盤整備計画	9 5

III 地域生活支援事業の見込み量

1 必須事業	9 6
2 任意事業	1 0 5

参考資料

熱海市障害者計画及び熱海市障害福祉計画策定懇話会設置要綱	1 1 1
熱海市障害者計画及び熱海市障害福祉計画策定懇話会委員名簿	1 1 2

第1章 計画の概要

1 計画の趣旨

少子高齢化や核家族化が進み、人々と地域のつながりの希薄化が大きな問題となっている現代社会において、障がいのあるなしに関わらず、住みなれた地域で安心して生活続けることができる住みやすいまちづくりが求められています。

本市では、平成30年3月に「第5期熱海市障がい者計画、第5期熱海市障がい福祉計画、第1期熱海市障がい児福祉計画」を策定し、互いに支えあうまちづくりを目指し、障がい者施策を推進してきました。また、令和3年3月には「第6期熱海市障がい福祉計画、第2期熱海市障がい児福祉計画」を策定し、障がい福祉サービスのさらなる充実に取り組んでまいりました。

国では、平成16年の「障害者基本法」の改正において、障害者差別等をしてはならない旨の基本理念を新たに規定し、平成23年には、障害者基本法が抜本的に改正され、「障害者」の定義が見直されるとともに、平成25年から障害者自立支援法が「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」（以下「障害者総合支援法」という。）に改正されました。

その後、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」（以下「障害者差別解消法」という。）が施行されるなど、諸制度の改革が急速に進み、障がいのある人を取り巻く環境は大きく変化しています。

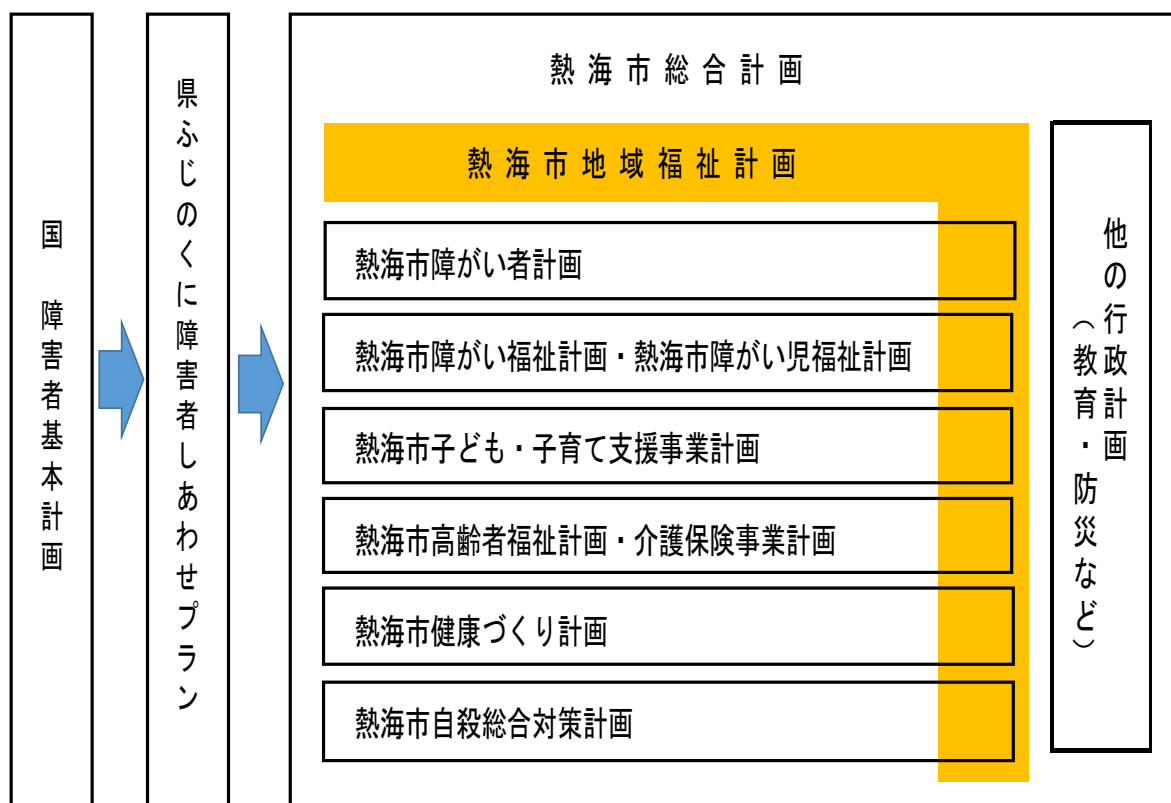
このような中、本市の障がい者計画、障がい福祉計画、障がい児福祉計画が令和5年度に終了することから、新たな国の障がい者施策の動向を踏まえ、誰もが笑顔で安心した生活ができるよう、今後さらなる障がい福祉施策の推進、障がい福祉サービスの充実したものとするため、「第6期熱海市障がい者計画、第7期熱海市障がい福祉計画、第3期熱海市障がい児福祉計画」を策定します。

2 計画の法的根拠及び位置づけ

この計画は、障害者基本法第 11 条第 3 項の規定による「市町村障害者計画」と、障害者総合支援法第 88 条第 1 項の規定に基づく「市町村障害福祉計画」及び児童福祉法第 33 条の 20 第 1 項の規定に基づく「市町村障害児福祉計画」です。

また、国や県の関連計画との整合性を図り、第 5 次熱海市総合計画前期基本計画の基本方針である「共に創り 未来へつなぐ 湯のまち 熱海」「人と人とがつながり、健康で生き生きと過ごせるまち」の実現を目指し、施策を推進していきます。

【計画の位置づけ】



3 SDGsの推進

SDGs (Sustainable Development Goals の略) とは、平成 27 年 9 月の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」に掲げられた国際目標です。持続可能な世界を実現するための 17 のゴール・169 のターゲットから構成され、地球上の誰一人として取り残されない (leave no one behind) ことを誓っています。SDGs は発展途上国のみならず、先進国自身が取り組むユニバーサル(普遍的) なものであり、国としても積極的に取り組んでいます。

SDGs はその理念として、障がいのある人を含めた世界中の「誰一人取り残さない」ことであり、17 の目標のうち 7 つの目標は本計画の取り組みにも通じるものがあります。市では、本計画において、SDGs の目標指標を意識して、自治体レベルでSDGs の理念と目標を達成できるよう、計画を推進していきます。



4 計画の期間

障がい者計画の期間は、令和6年度を初年度とし、令和11年度までの6年計画とします。

障がい福祉計画及び障がい児福祉計画の期間は、令和6年度を初年度とし、令和8年度までの3年計画とします。

なお、社会情勢の変化や障がいのある人のニーズに対応するため、必要に応じて見直しを行います。

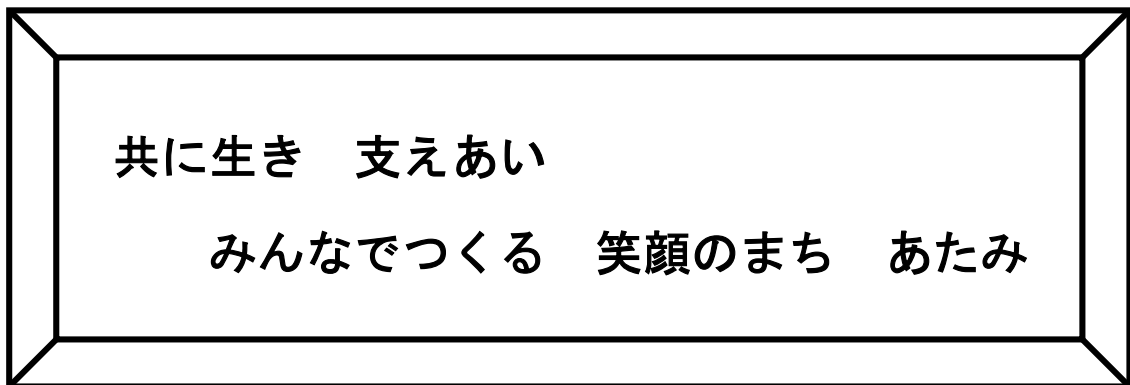
	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度	令和 12年度	
総合計画	第5次総合計画 (R3～R12)										
地域福祉計画	地域福祉計画 (R3～R8)										
障がい者計画	第5期計画 (H30～R5)			第6期計画 (R6～R11)							
障がい福祉計画 障がい児福祉計画	第6期障がい福祉 第2期障がい児福祉計画 (R3～R5)			第7期障がい福祉 第3期障がい児福祉計画 (R6～R8)							

5 計画の基本理念

本市におけるまちづくり計画の上位計画である「第5次熱海市総合計画」では、「共に創り 未来へつなぐ 湯のまち 熱海」と将来都市像を掲げています。

障がい者福祉の分野においては、障がいのあるなしに関らず、お互いが尊重しあうとともに、障がいのある方が、自らが望む住み慣れた地域で安心して暮らせるまちづくりを目指しています。これには、住民相互の支えあい機能と公的支援の連携の強化が重要で、住民一人ひとりが目指すまちづくりに必要不可欠な担い手となりえます。

第5期熱海市障がい者計画における基本理念は、第4期計画の基本理念を踏襲するとともに、第5次熱海市総合計画の目指す目標を取り入れ、次のとおり定めます。



また、第7期熱海市障がい福祉計画・第3期熱海市障がい児福祉計画は、第5期熱海市障がい者計画における特定サービスに係る計画であることから、第5期計画の理念を踏襲し、障がいの種別や程度にかかわらず、自分らしく安心して生活できることを目指します。

6 基本方針

基本目標 1 自立した暮らしへの支援

障がいのある人が住み慣れた地域で自立して生活することができるよう、障がい福祉サービスや地域生活支援事業を充実するとともに、専門的な相談に対応できるよう相談支援体制の構築に努めます。また、障がいのある人が希望する働き方ができるようなサポート支援を充実させることを目指します。

基本目標 2 充実した社会生活の推進

障がいのある人に対する偏見・差別がなくなり、地域で安心して生活ができるよう相互理解を深めるための啓発事業の推進に努めます。また、障がいのある人が自分の意思を伝え、正しい相互理解ができるようコミュニケーション支援の充実に努めます。

基本目標 3 個性に応じた教育・療育の支援

障がいのある人の特性・個性にあった教育が受けられるように支援するとともに、各ライフステージに対応した支援をするとともに、切れ目のない総合的な支援の提供に努めます。

基本目標 4 安心・安全なまちづくりの推進

障がいのあるなしに関らず、誰もが安心して暮らせるようにバリアフリーやユニバーサルデザインを踏まえた人にやさしいまちづくりを推進します。また、地域や関係機関と連携を図り、災害等により障がいのある方が孤立しないよう避難支援等の対策に取り組みます。

7 計画の策定体制

(1) アンケート調査

計画の策定にあたり、障害者手帳をお持ちの熱海市民を対象にアンケート調査を実施しました。

(2) 策定懇話会の実施

計画策定にあたっては、障害者の組織する団体、障害福祉サービス事業者等で構成された「熱海市障がい者計画、障がい福祉計画及び障がい児福祉計画策定懇話会」を設置し、計画内容等について協議を行いました。

(3) パブリックコメントの実施

計画策定にあたり、広く市民の意見を聴くために、パブリックコメントを実施しました。

8 計画の推進、進捗管理

(1) 関係機関等との連携

この計画を実現するためには、行政だけでなく企業、NPO（民間非営利組織）やボランティア等の組織・団体や個人、そして市民の方々が、それぞれの立場に応じて役割分担と連携を行い、社会全体として協働して取り組んでいく必要があります。

① 国・県及び圏域での連携

障がいのある人に係る施策は、国・県の制度や計画と深く関係しているほか、市単独で行うことが困難なものや広域的に行ったほうが効果的な事業もあることから、国・県及び近隣市町との連携・調整を図ります。

② 民間との連携

計画の推進に当たっては、企業、NPOやボランティア等の組織・民間団体の協力関係を深め、計画の円滑な推進を図ります。

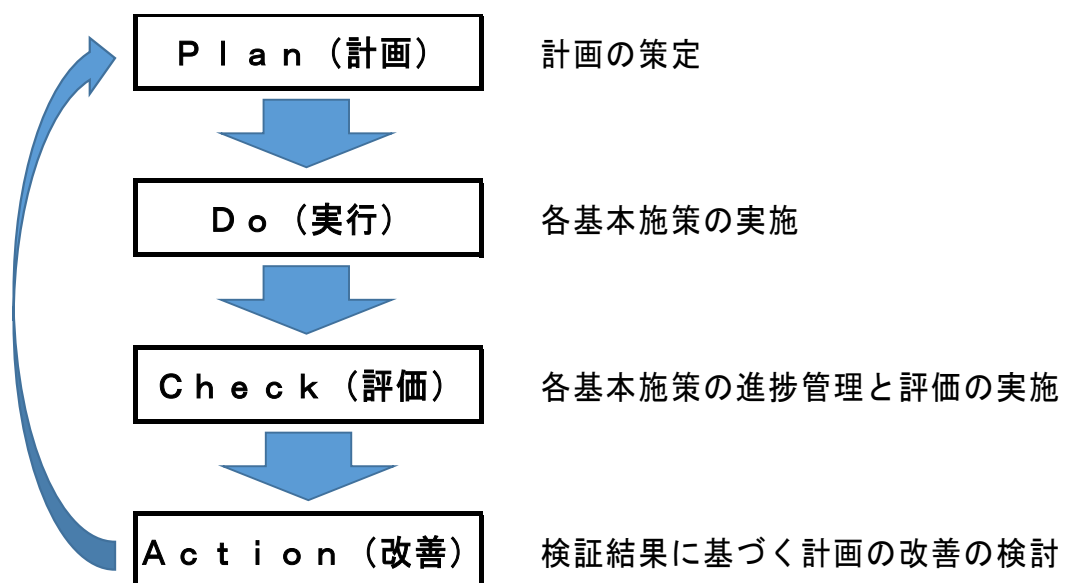
③ 自立支援協議会との連携

障がいのある人に係る施策を効果的に実施するためには、相談支援事業所や医療機関、教育機関、就労支援機関等で組織される自立支援協議会が地域の障がい福祉に関するシステムづくりなどに中核的な役割を果たすとともに、障がいのある人等の地域生活を支援するための情報を共有し連携していきます。

(2) 計画の点検及び評価

本計画の実現を図るため、PDCAサイクルに基づき点検・評価を行います。

【PDCAサイクルの概念】

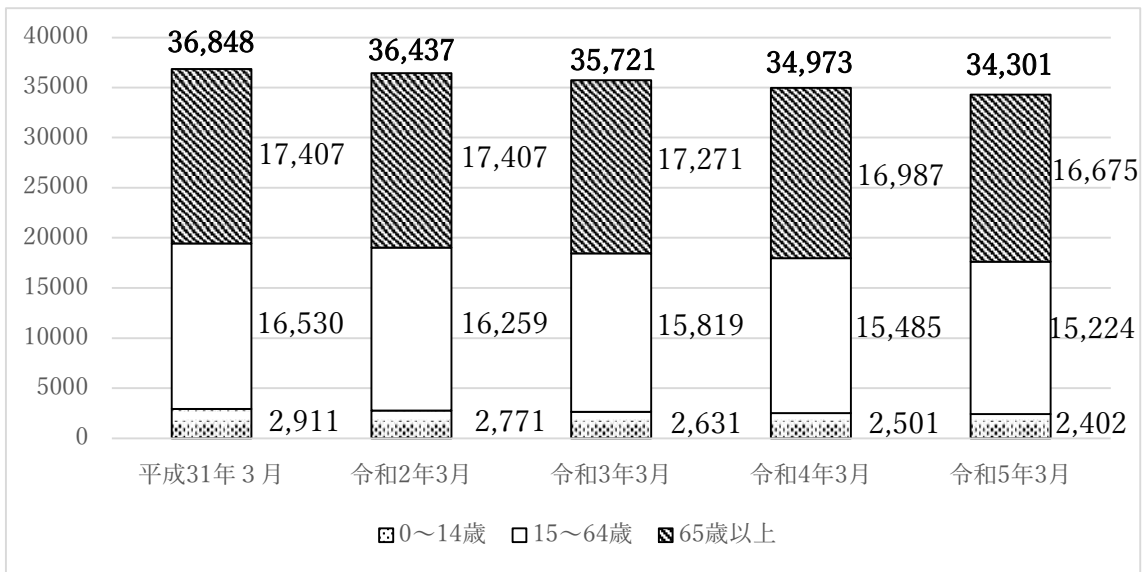


第2章 障がいのある人を取り巻く現状

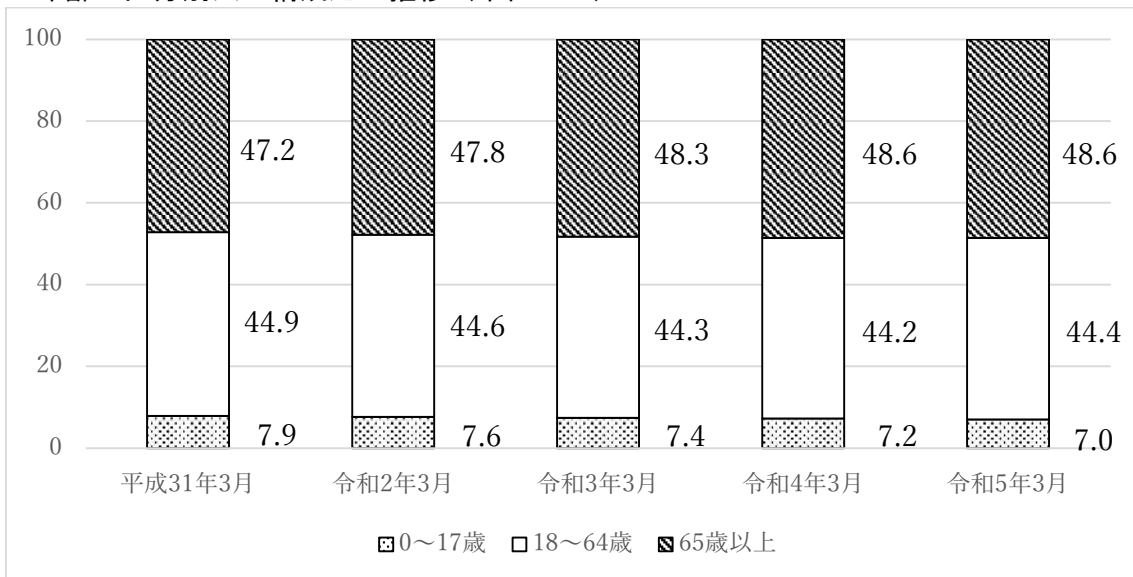
1 人口の推移

本市の人口の推移をみると、平成30年度以降すべての年齢区分で毎年減少しており、令和4年は34,301人となっています。構成比をみると、令和4年度の「65歳以上」が48.6%と若干の増加傾向となっています。

○年齢3区分人口の推移（単位：人）



○年齢3区分別人口構成比の推移（単位：%）



2 障がいのある人の状況

(1) 障がい者手帳所持者の状況

障がい者手帳所持者は、平成30年度の2,176人から、令和4年度は2,084人と、僅かではありますが減少傾向で推移しています。

また、総人口に占める割合をみると、令和4年度では、身体障がい者手帳所持者数は4.59%と減少傾向にあり、療育手帳所持者数が0.76%、精神障害者保健福祉手帳所持者数が0.73%と、わずかではありますが増加傾向にあります。

○障がい者手帳所持者数の推移（各年度末現在）

単位：人

	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
身体障害者手帳所持者	1,705	1,677	1,636	1,621	1,574
療育手帳所持者	245	247	252	255	260
精神障害保健福祉手帳所持者	226	248	220	251	250
合計	2,176	2,172	2,108	2,127	2,084

○障がい者手帳所持者数の総人口に占める割合の推移（各年度末現在）

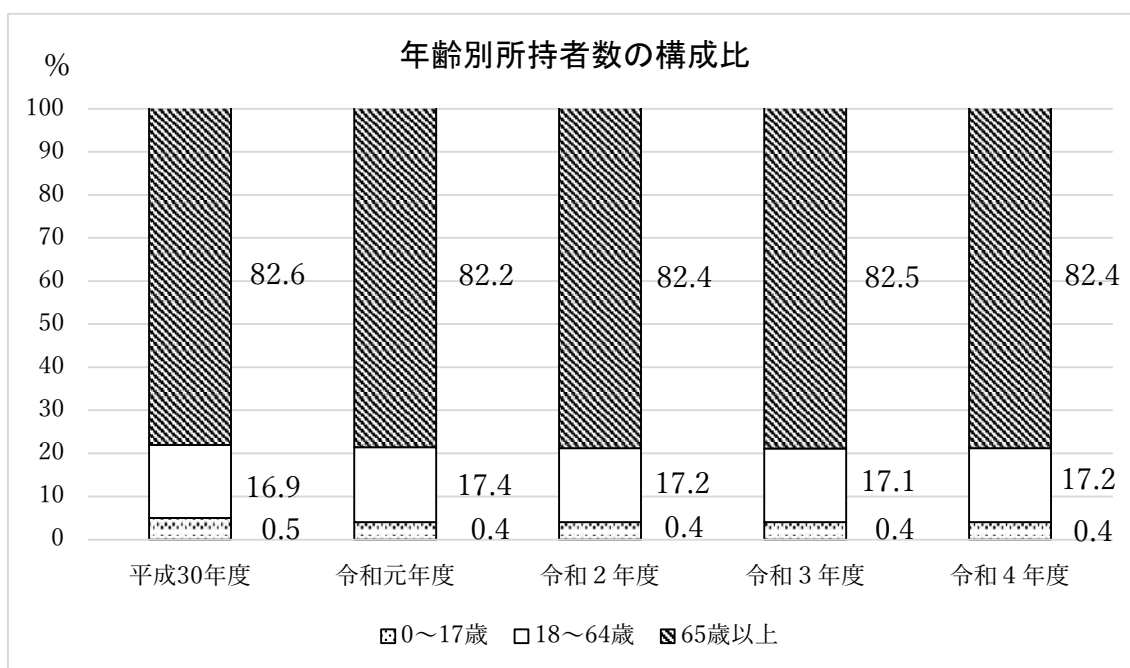
	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
身体障害者手帳所持者	4.63%	4.60%	4.58%	4.64%	4.59%
療育手帳所持者	0.66%	0.68%	0.71%	0.73%	0.76%
精神障害保健福祉手帳所持者	0.61%	0.68%	0.62%	0.72%	0.73%
総人口	36,848人	36,437人	35,721人	34,973人	34,301人

(2) 年齢別身体障害者手帳所持者の状況

身体障害者手帳所持者数は年々減少傾向にあります。令和4年度をみると「65歳以上」が1,297人と全体の82.4%を占め、多くなっています。

○年齢別身体障害者手帳所持者数の推移（各年度末現在：人）

	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
0～17歳	8	6	6	7	6
18～64歳	288	292	281	278	271
65歳以上	1,409	1,379	1,349	1,336	1,297
合計	1,705	1,677	1,636	1,621	1,574

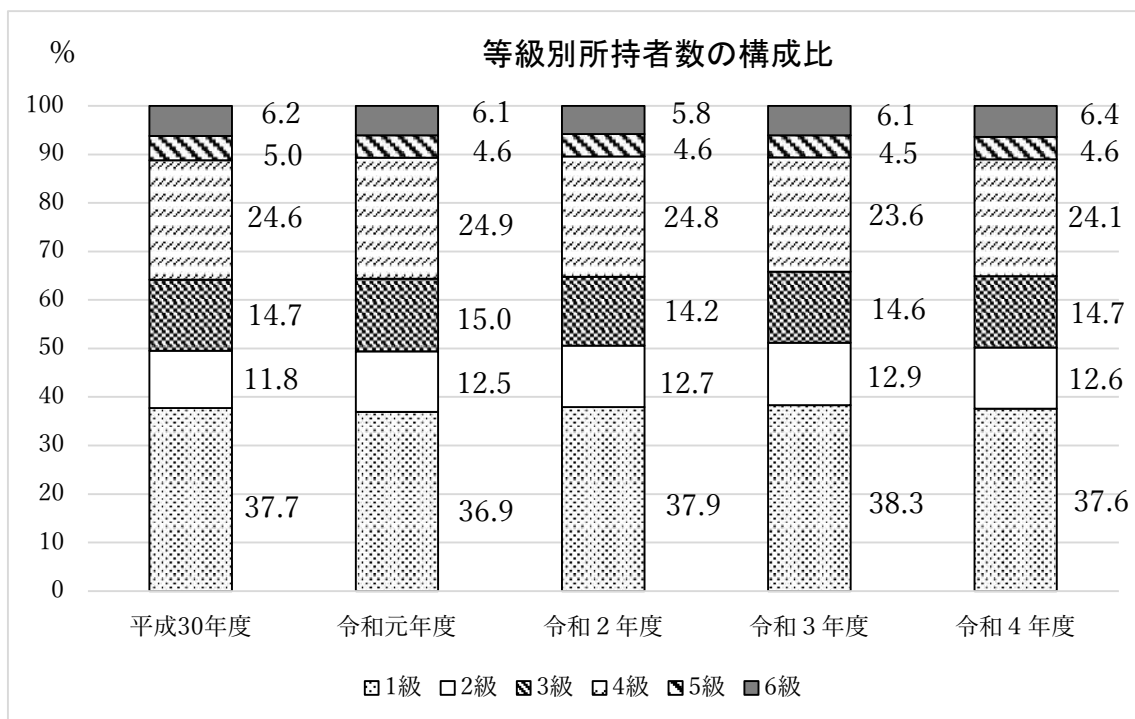


(3) 等級別身体障害者手帳所持者の状況

等級別身体障害者手帳所持者の令和4年度の内訳は、「1級」が592人と全体の37.6%と最も多く、次いで「4級」、「3級」、「2級」、「6級」、「5級」の順になっています。

○等級別身体障害者手帳所持者数（各年度末現在：人）

	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
1級	643	618	621	621	592
2級	202	210	207	209	199
3級	251	252	233	236	231
4級	419	417	405	383	380
5級	85	78	75	73	72
6級	105	102	95	99	100
合計	1,705	1,677	1,636	1,621	1,574

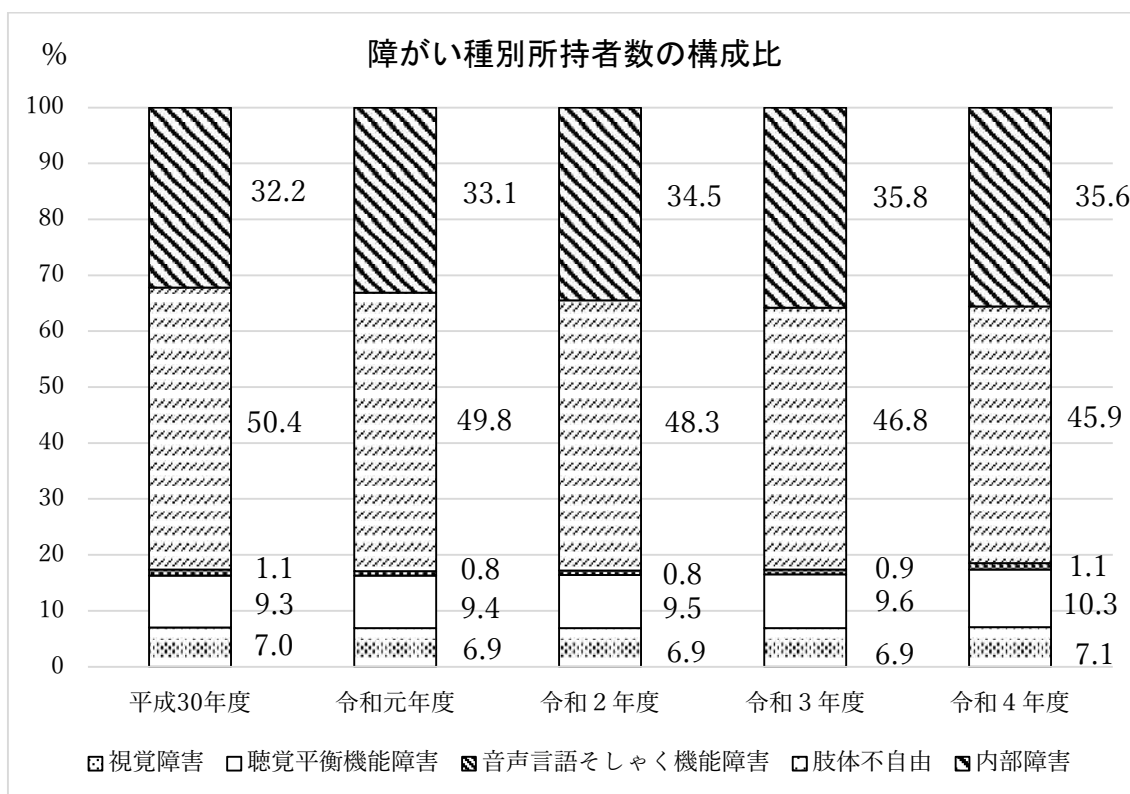


(4) 障がい種別身体障害者手帳所持者の状況

令和4年度の障がい種別の身体障害者手帳所持者は、「肢体不自由」が722人(45.9%)で最も多く、次いで「内部障害」561人(35.6%)となっており、この2つの種別で全体の81.5%を占めています。

○障がい種別身体障害者手帳所持者の推移（各年度末現在：人）

	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
視覚障害	120	115	112	113	112
聴覚平衡機能障害	159	157	155	155	162
音声言語そしゃく機能障害	19	14	13	14	17
肢体不自由	859	835	791	759	722
内部障害	548	556	565	580	561
合計	1,705	1,677	1,636	1,621	1,574

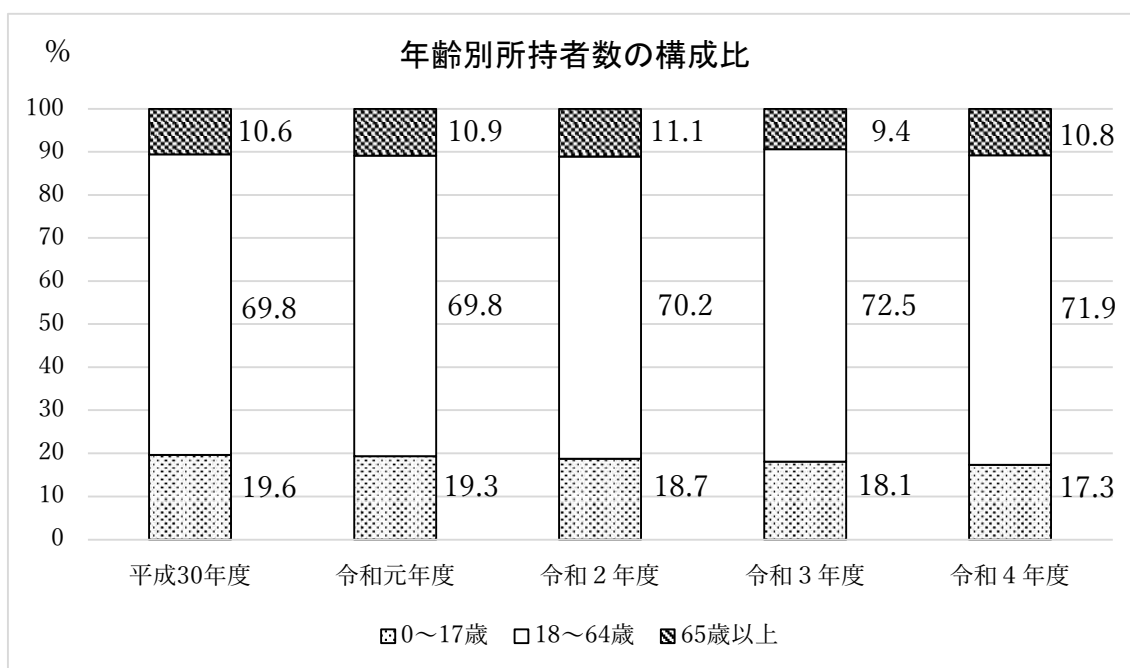


(5) 年齢別療育手帳所持者の状況

年齢別の療育手帳所持者は、「18歳から64歳」の所持者数が年々増えており、令和4年度では「18歳から64歳」が187人と、全体の71.9%を占めています。

○年齢別療育手帳所持者数の推移（各年度末現在：人）

	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
0～17歳	48	48	47	46	45
18～64歳	171	172	177	185	187
65歳以上	26	27	28	24	28
合計	245	247	252	255	260

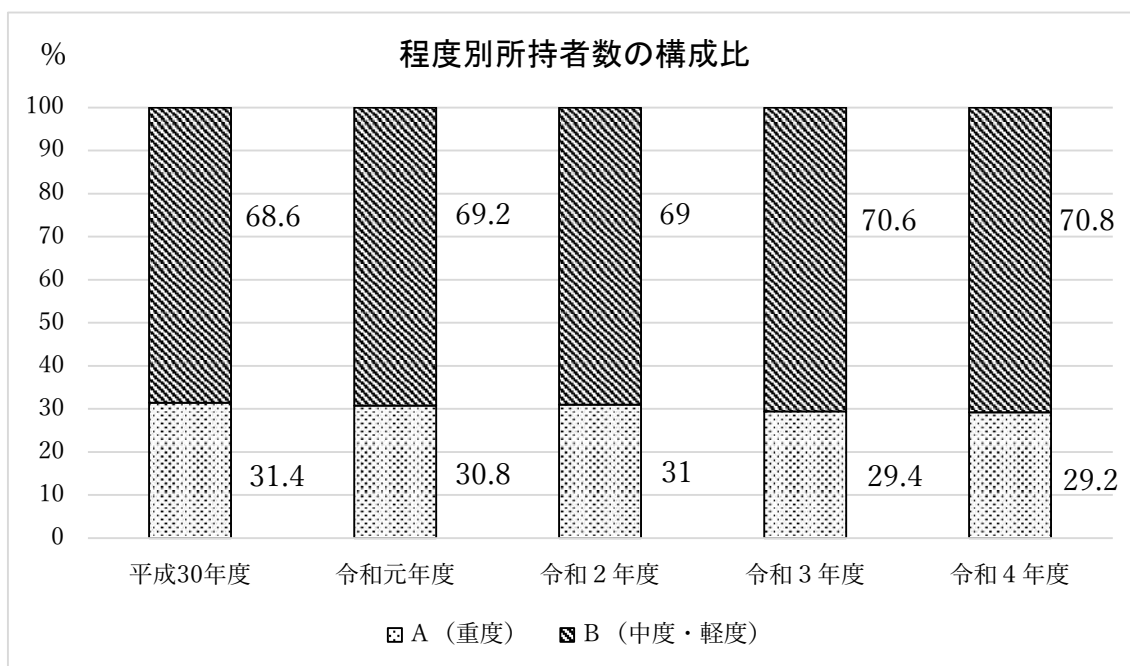


(6) 程度別療育手帳所持者の状況

程度別の療育手帳所持者は、「B（中度・軽度）」が毎年増加しており、令和4年度の「B（中度・軽度）」は184人と、平成30年度の所持者数168人と比べると16人（2.2%）増加しています。

○程度別療育手帳所持者数の推移（各年度末現在：人）

	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
A（重度）	77	76	78	75	76
B（中度・軽度）	168	171	174	180	184
合計	245	247	252	255	260

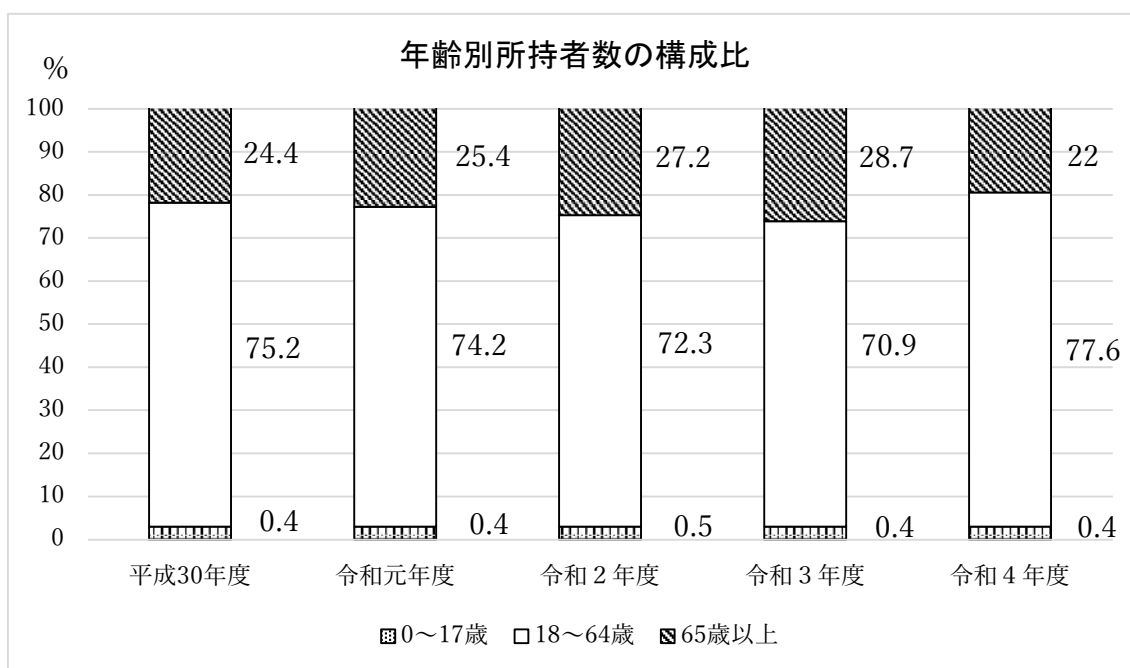


(7) 年齢別精神障害者保健福祉手帳所持者の状況

年齢別の精神障害者保健福祉手帳所持者は、「18～64歳」が最も多く、令和2年度に減少したものの、その後、毎年増加しています。令和4年度は194人と全体の77.6%を占めています。

○年齢別精神障害者保健福祉手帳所持者数の推移（各年度末現在：人）

	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
0～17歳	1	1	1	1	1
18～64歳	170	184	159	178	194
65歳以上	55	63	60	72	55
合計	226	248	220	251	250

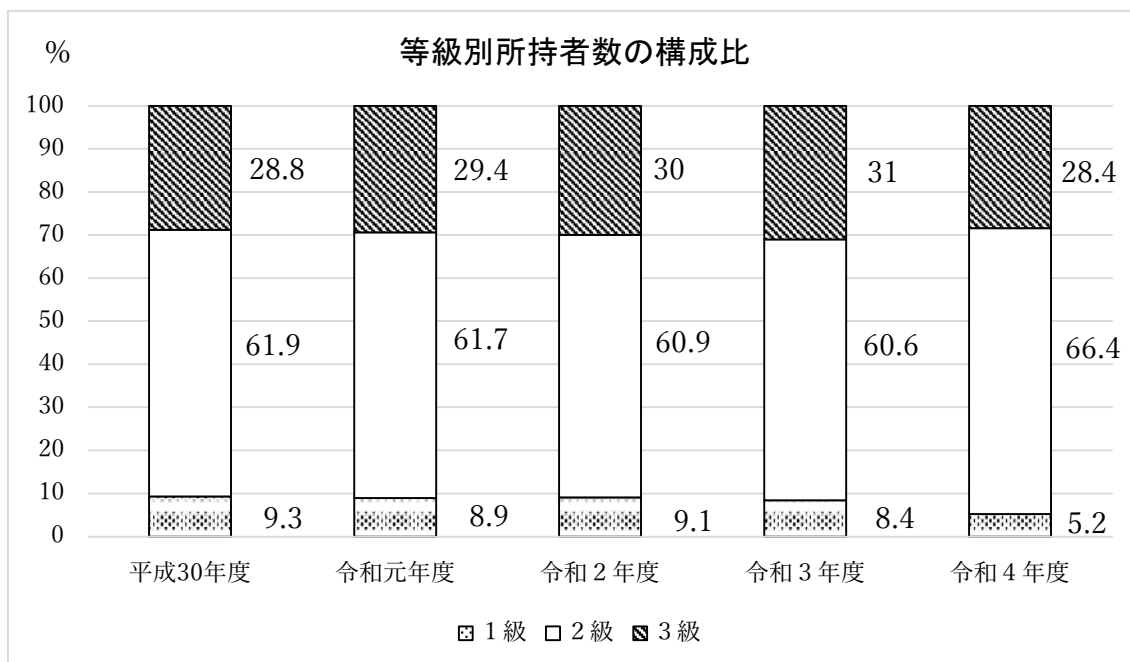


(8) 等級別精神障害者保健福祉手帳所持者の状況

等級別精神障害者保健福祉手帳所持者数は、全等級において増減を繰り返していますが、「2級」が一番多く、全体の約6割を占めています。令和4年度は、「1級」が13人(5.2%)、「2級」が166人(66.4%)、「3級」が71人(28.4%)となっています。

○等級別精神障害者保健福祉手帳所持者数の推移（各年度末現在：人）

	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
1級	21	22	20	21	13
2級	140	153	134	152	166
3級	65	73	66	78	71
合計	226	248	220	251	250



(9) 自立支援医療（精神通院）受給者の状況

自立支援医療（精神通院）受給者数は、増加傾向にあります。年齢別受給者数をみると、「18～64歳」が最も多く、令和3年度に微減はしたものの、その他の年度はすべて増加しています。「0～17歳」は0人で変わらず、「65歳以上」は横ばいです。

○年齢別自立支援医療（精神通院）受給者数の推移（各年度末現在：人）

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
0～17歳	0	0	0	0
18～64歳	259	288	286	318
65歳以上	104	114	110	107
合計	363	402	396	425

(10) 難病患者の状況

令和4年度の特定医療費（指定難病）受給者証の所持者数は330人であり、平成30年度の273人と比較すると、57人の増加となっています。これは、当初の対象疾病数（平成27年1月、110疾病）から徐々に増加し、令和3年11月から338疾病に拡大されたためと思われます。

○特定医療費（指定難病）受給者証の所持者数の推移（各年度末）

	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
所持者数（人）	273	275	305	300	330
総人口（人）	36,848	36,437	35,721	34,973	34,301
対人口比（％）	0.74	0.75	0.85	0.86	0.96

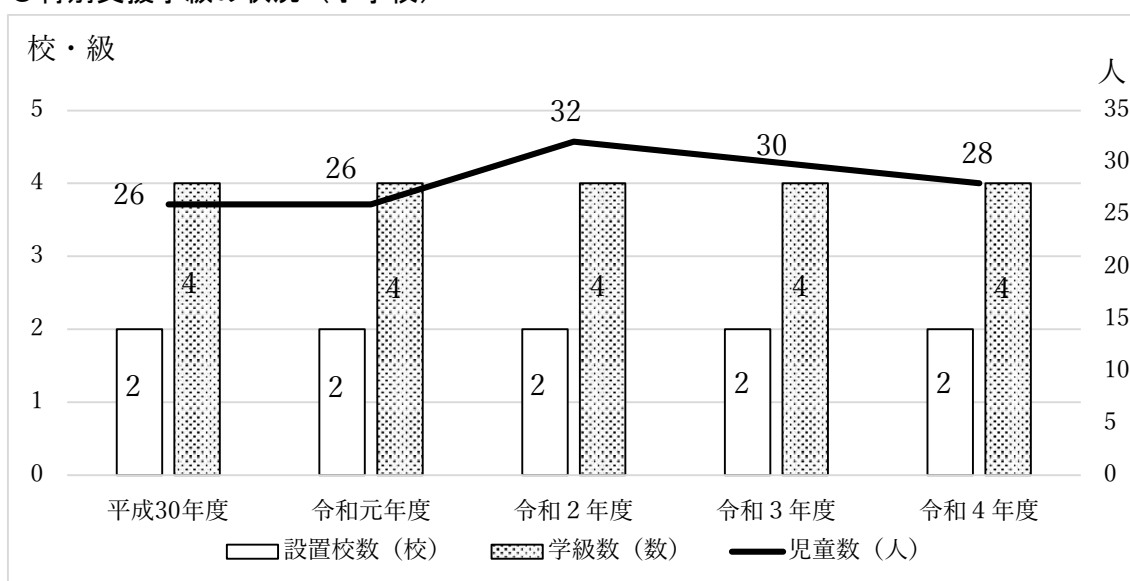
(11) 就学の状況

特別支援学級の設置学校について、令和4年度は、市内小学校は全7校のうち2校(4学級)、市内中学校は、全4校のうち2校(4学級)に設置されています。

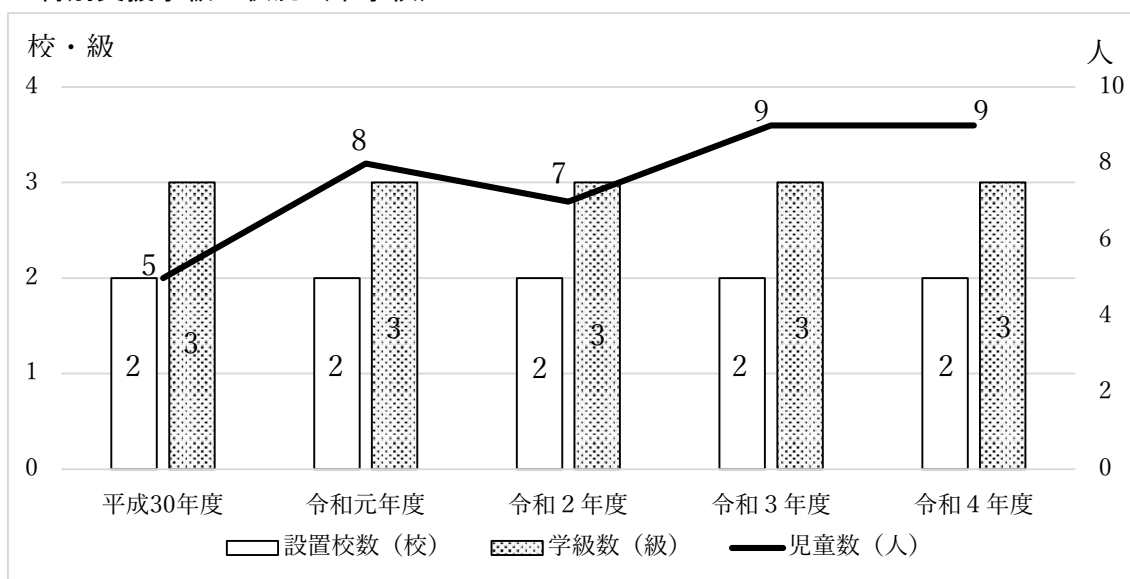
児童数は、小学校では横ばいに推移しています。中学校では、平成30年度は5人でしたが、令和元年度は8人と増え、それ以降は横ばいで推移しています。

市外の特別支援学校に通学している児童数は、小学校は横ばいに推移し、中学校は0人か1人で推移しています。

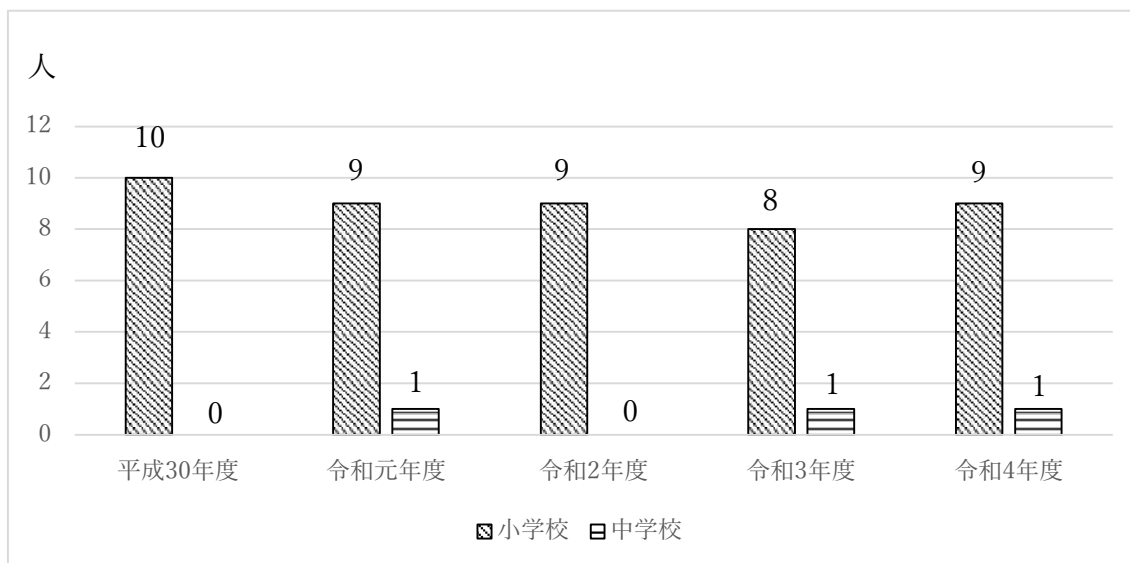
○特別支援学級の状況(小学校)



○特別支援学級の状況(中学校)



○市外の特別支援学校への通学状況



(12) 児童発達支援センターの利用者の状況

児童発達支援センターの利用登録者数は、令和元年度の24人をピークに、少子化の影響を受け、毎年減少しています。

○児童発達支援センター利用登録者数の推移（各年度末現在：人）

	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
登録者数	21	24	22	19	19
対象年齢人口 (2～6歳)	670	657	579	559	509
対対象年齢比 (2～6歳)	3.1%	3.7%	3.8%	3.4%	3.7%

※平成30年度は「IPPO あじろ園（療育事業）」の登録人数

(13) 障がい者の雇用状況

本市の障がい者雇用率は、平成30年度が2.26%と過去5年間では一番高く、それ以降は1.9%から1.8%の間で推移しています。

○熱海市の民間企業における雇用障がい者数および障がい者雇用率

(各年度6月1日現在)

	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
法定算定基礎 労働者数(人)	3,980.0	4,094.5	3,674.0	3,693.0	3,516.5
合計障がい者数 (人)	90.0	80.0	68.5	68.0	66.0
実雇用率 (%)	2.26	1.95	1.86	1.84	1.88

(静岡労働局提供資料)

3 アンケート調査にみる障がいのある人の現状

(1) アンケート調査の概要

① 調査の目的

「第6期熱海市障がい者計画」を策定するにあたり、その基礎資料とすることを目的として実施しました。

② 調査時期及び方法

調査対象者	熱海市内にお住まいの障害者手帳所持者
調査対象者数	2,012人
調査方法	郵送配布・郵送回収
調査期間	令和5年6月14日～6月30日

③ 回収結果

配布件数	回収件数	回収率
2,011件	990件	49.2%

④ 調査の項目

障がいの状態や生活の状況、障がい福祉施策などについて質問しました。

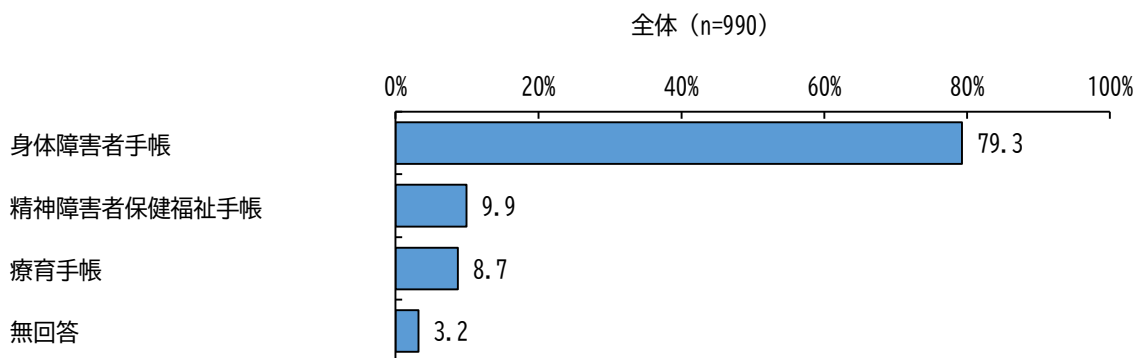
⑤ 調査結果の見方

- ・回答は各質問の回答者数（n）を基数とした百分率（%）で示しています。
- ・百分率は小数点以下第2位を四捨五入して算出しています。このため、百分率の合計が100%にならないことがあります。
- ・複数回答の設問の場合、回答比率の合計が100%を超える場合があります。
- ・調査の結果は、抜粋して掲載しています。

(2) アンケート調査結果 (抜粋)

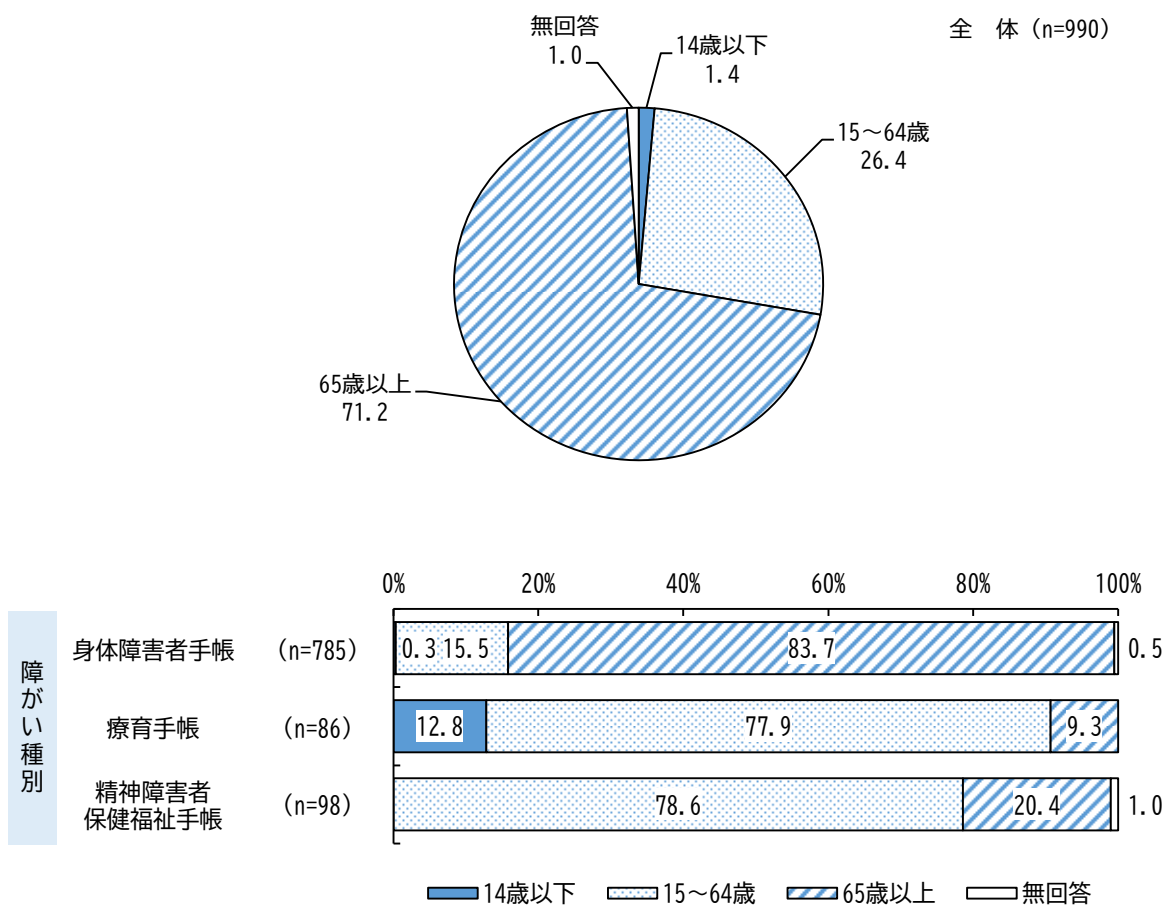
①手帳所持者について

所持している障害者手帳では、「身体障害者手帳」79.3%が最も多く、次いで「精神障害者保健福祉手帳」9.9%、「療育手帳」8.7%となっています。



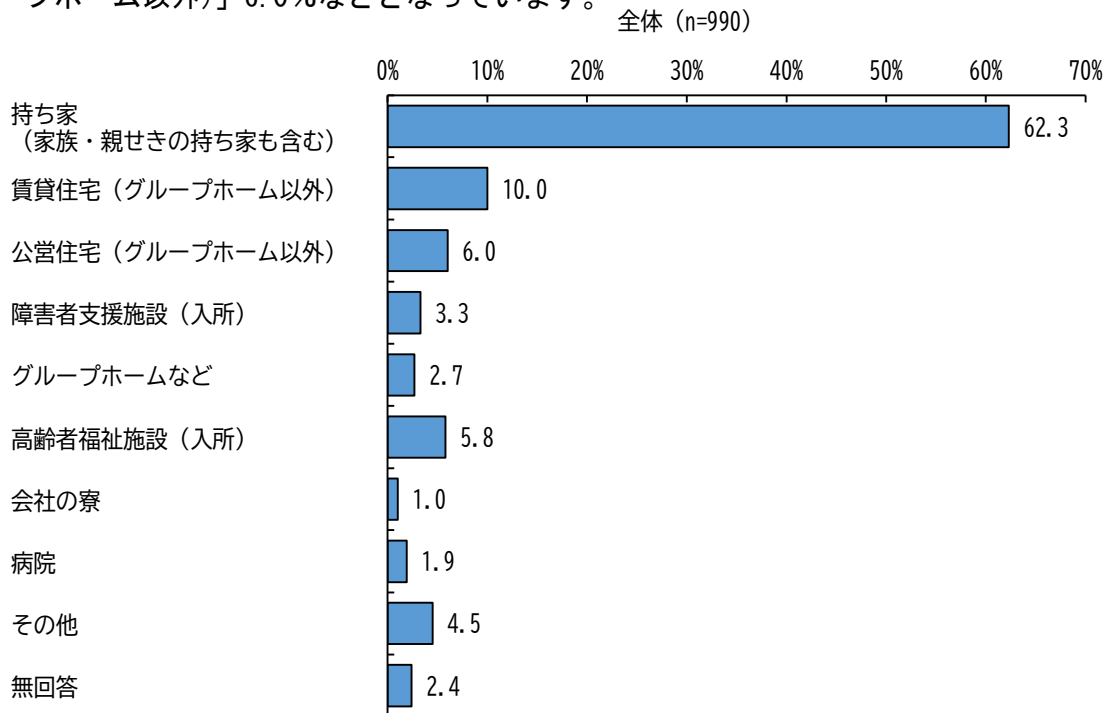
年齢では、「14歳以下」1.4%、「15～64歳」26.4%、「65歳以上」71.2%となっています。

障がい種別でみると、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳は、「15～64歳」が最も多くなっています。

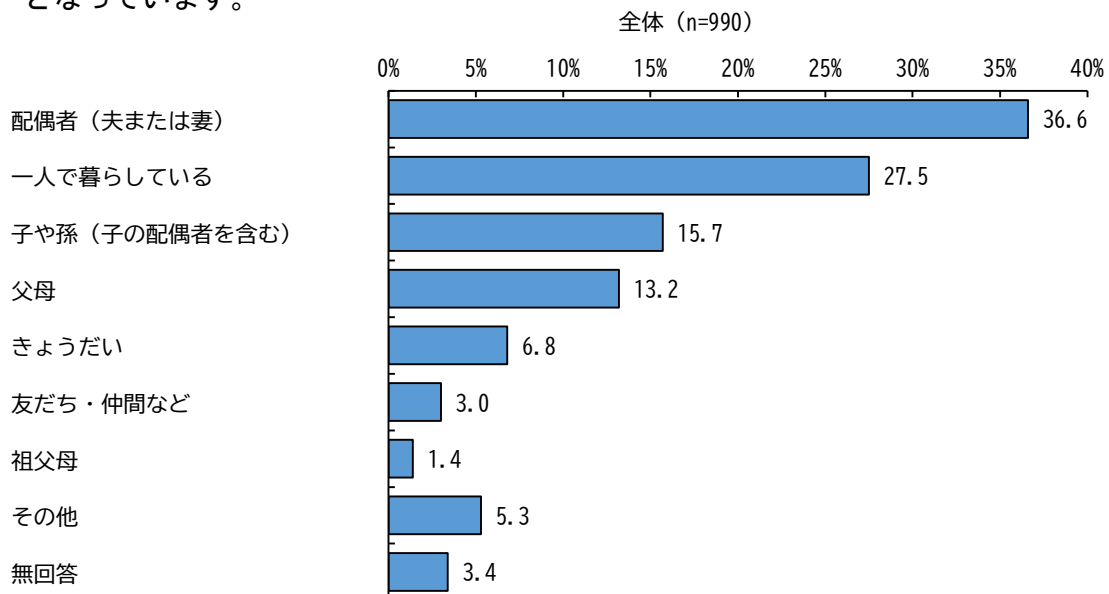


②現在の生活状況について

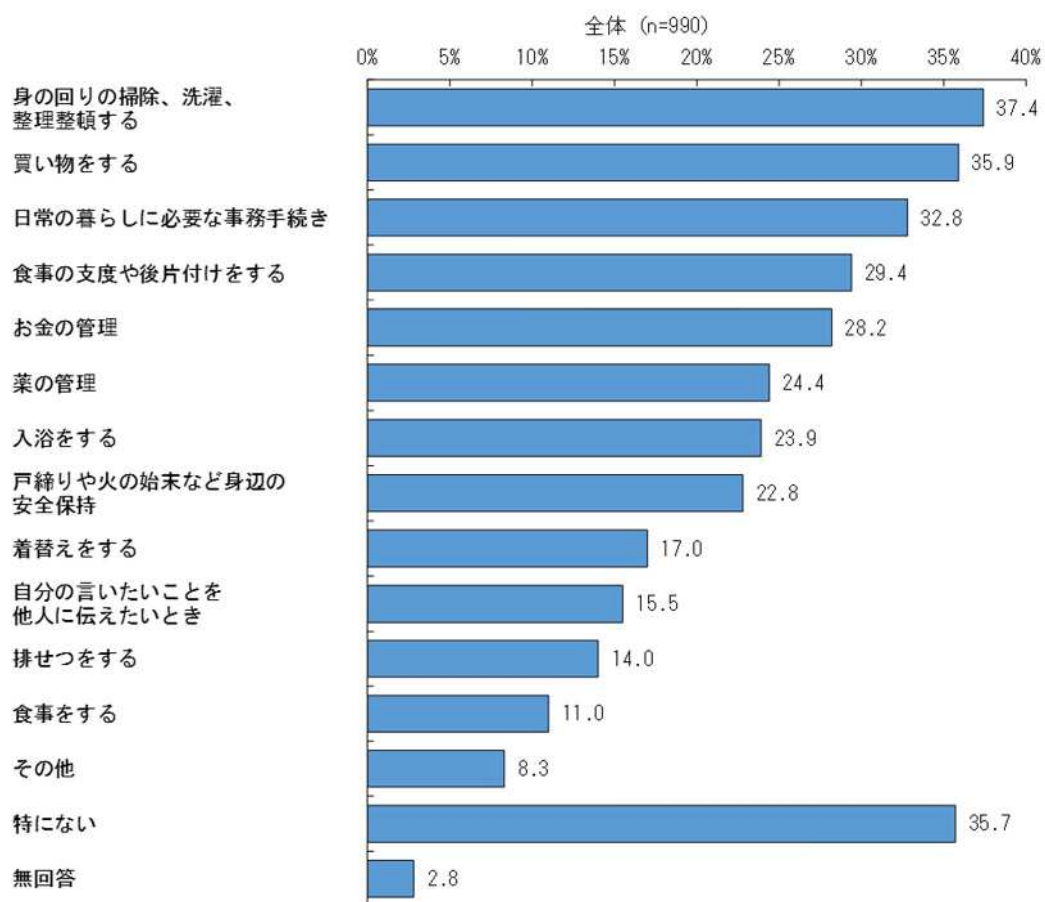
どこで暮らしているかでは、「持ち家（家族・親せきの持ち家も含む）」62.3%が最も多く、次いで「賃貸住宅（グループホーム以外）」10.0%、「公営住宅（グループホーム以外）」6.0%などとなっています。



現在、一緒に暮らしている人では、「配偶者（夫または妻）」36.6%が最も多く、次いで「一人で暮らしている」27.5%、「子や孫（子の配偶者を含む）」15.7%などとなっています。



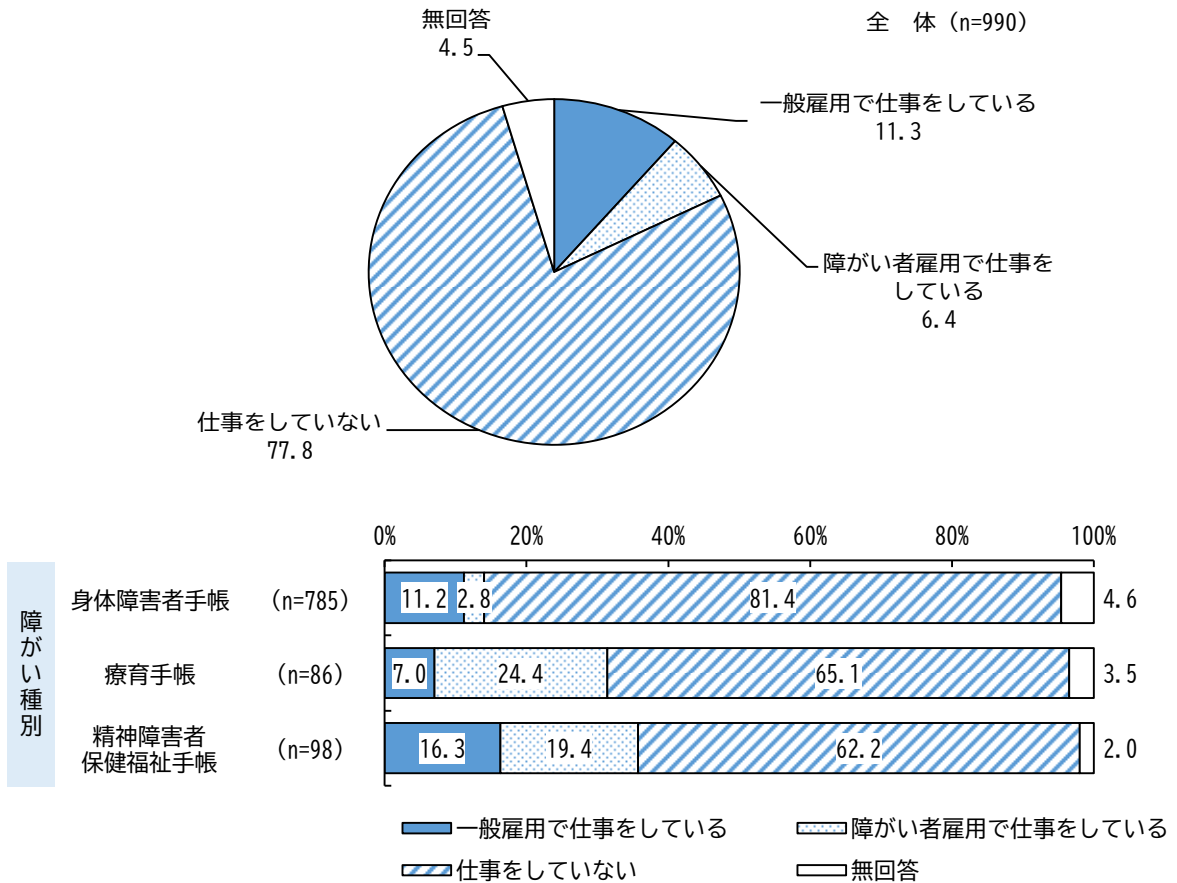
どのようなときに手助けが必要かという問いでは、家事などの手助けを求める回答が多く占めています。また、「自分の伝えたいことを他人に伝えたいとき」とコミュニケーション支援を求める人は 15.5% いました。



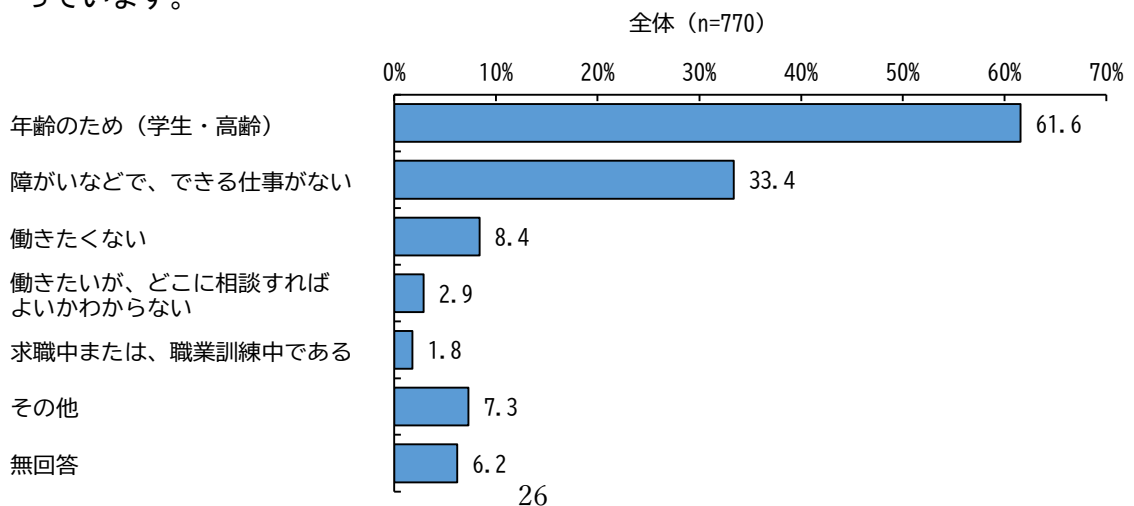
③仕事について

現在、仕事をしているかでは、「一般雇用で仕事をしている」11.3%、「障がい者雇用で仕事をしている」6.4%、「仕事をしていない」77.8%となっています。

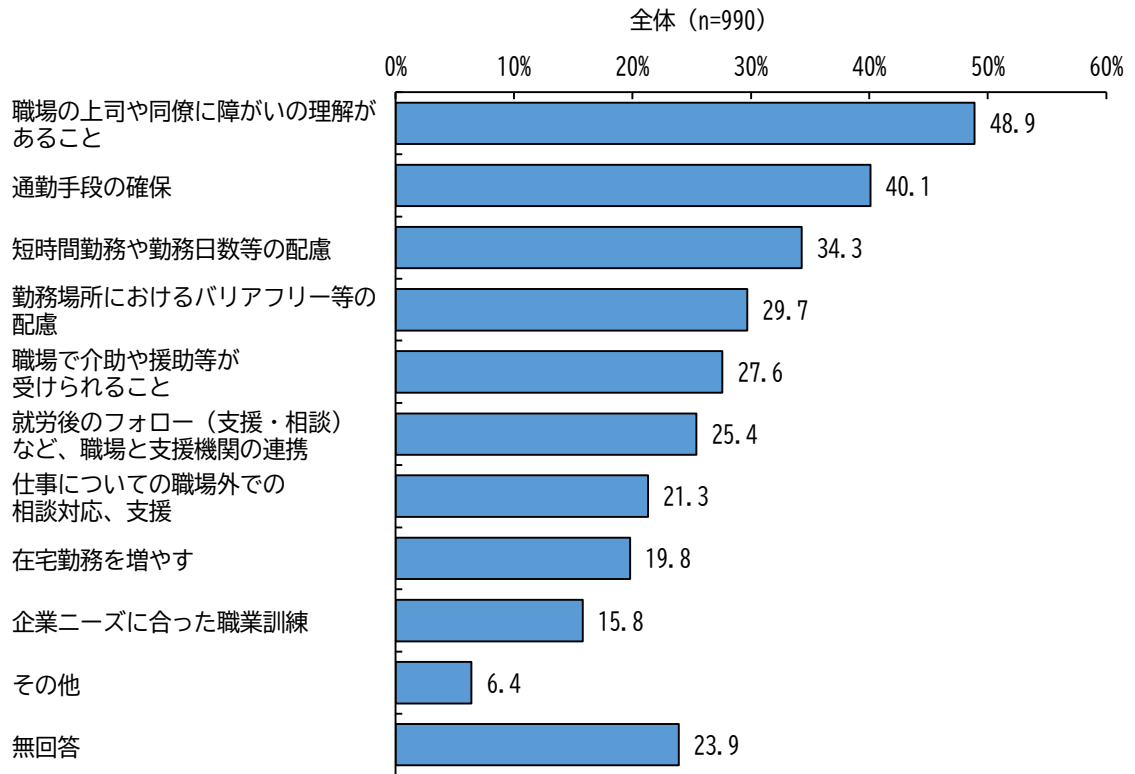
障がい種別でみると、「一般雇用で仕事をしている」は精神障害者保健福祉手帳所持者が最も多く、「障がい者雇用で仕事をしている」は療育手帳所持者が最も多い結果となっています。



仕事をしていない理由では、「年齢のため（学生・高齢）」61.6%が最も多く、次いで「障がいなどで、できる仕事がない」33.4%、「働きたくない」8.4%などとなっています。



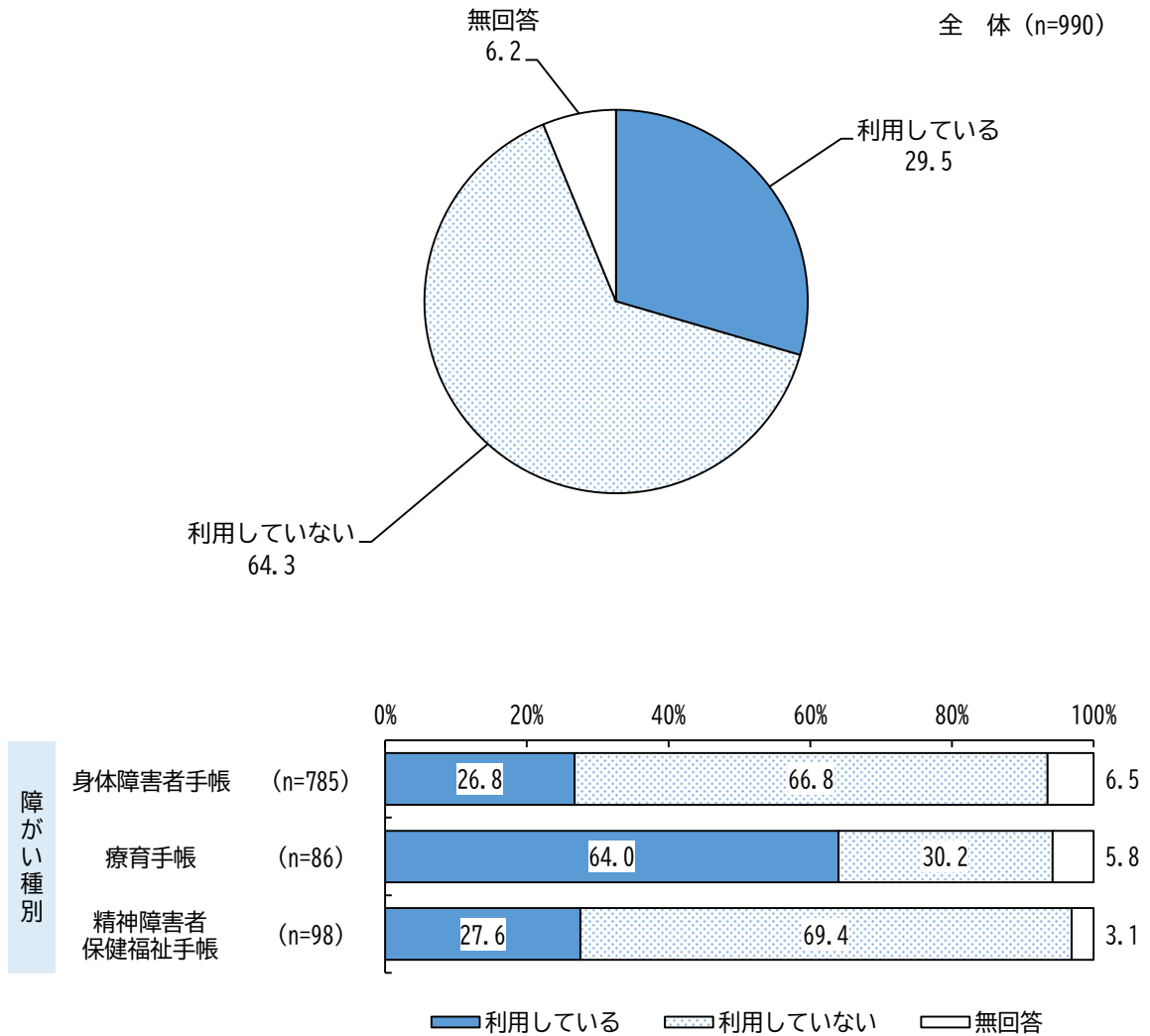
障がいのある方が働きやすい環境は、どのようなことが必要かでは、「職場の上司や同僚に障がいの理解があること」48.9%が最も多く、次いで「通勤手段の確保」40.1%、「短時間勤務や勤務日数等の配慮」34.3%などとなっています。



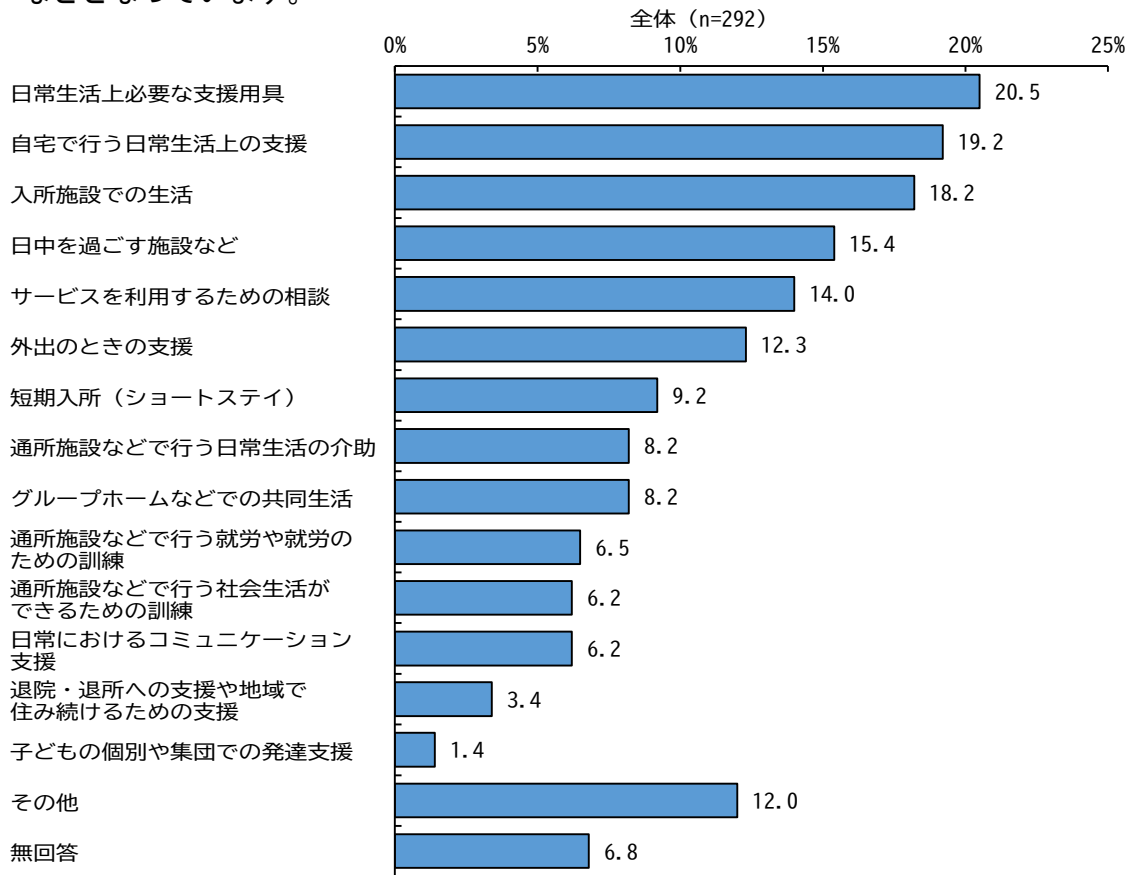
④障がい福祉サービスについて

現在、障がい福祉サービスを利用しているかでは、「利用している」29.5%、「利用していない」64.3%となっています。

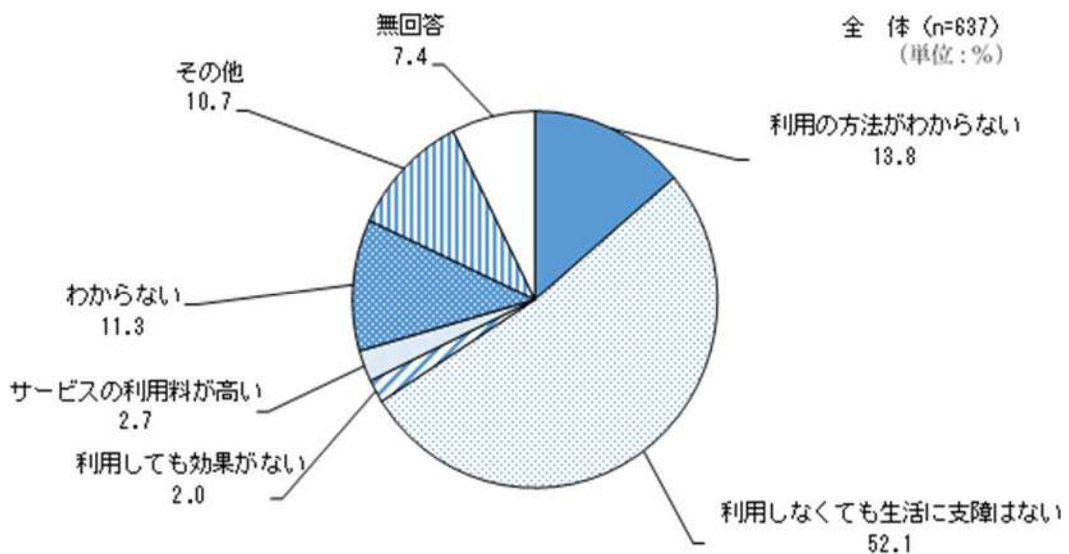
障がい種別で見ると、療育手帳は、「利用している」64.0%、「利用していない」30.2%と、「利用している」のほうが多くなっています。



どのサービスを利用しているかでは、「日常生活上必要な支援用具」20.5%が最も多く、次いで「自宅で行う日常生活上の支援」19.2%、「入所施設での生活」18.2%などとなっています。

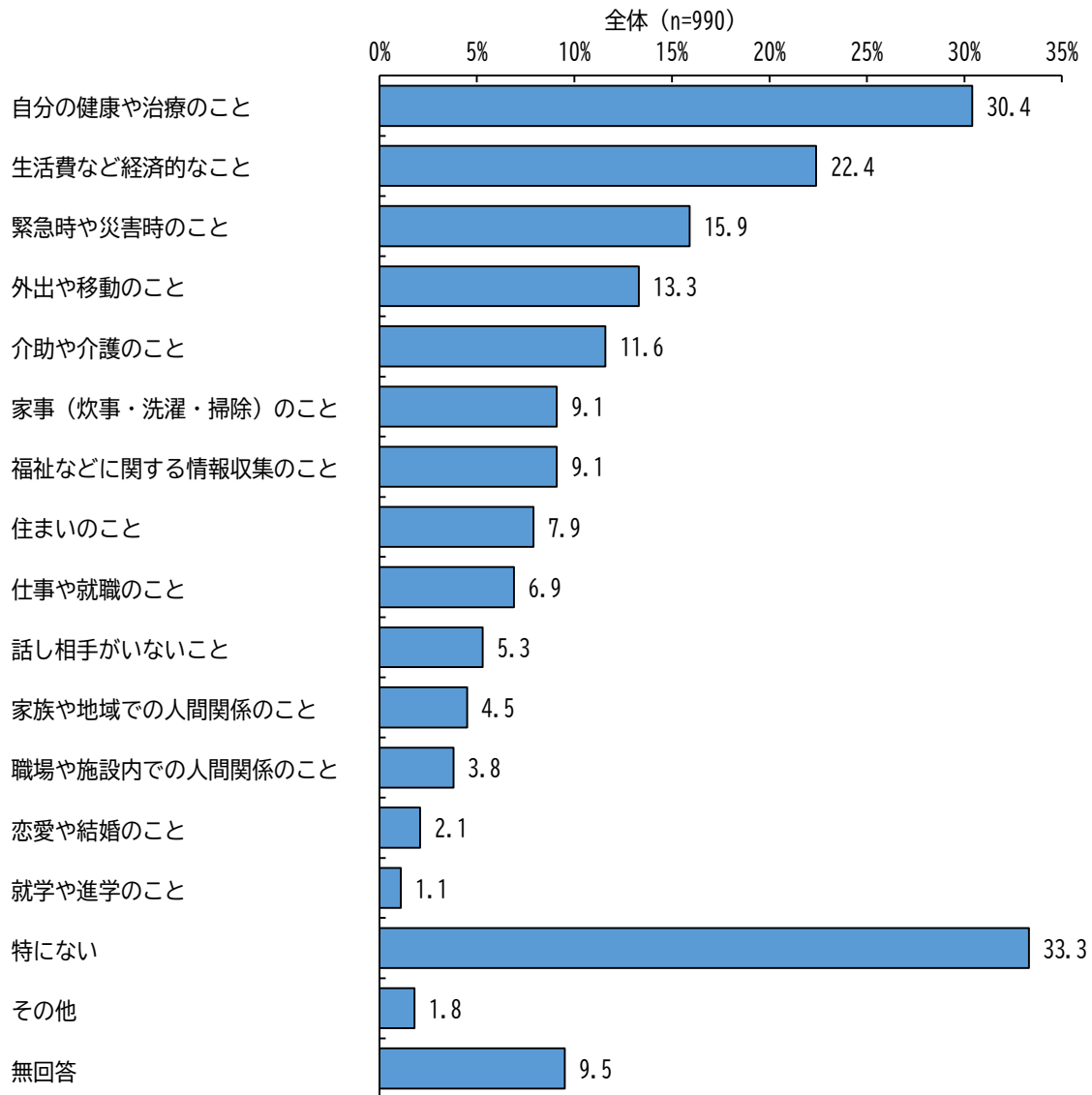


サービスを利用していない人にその理由を聞いたところ、「利用しなくても生活に支障はない」人が52.1%と最も多く、次いで「利用の方法がわからない」人が13.8%いました。

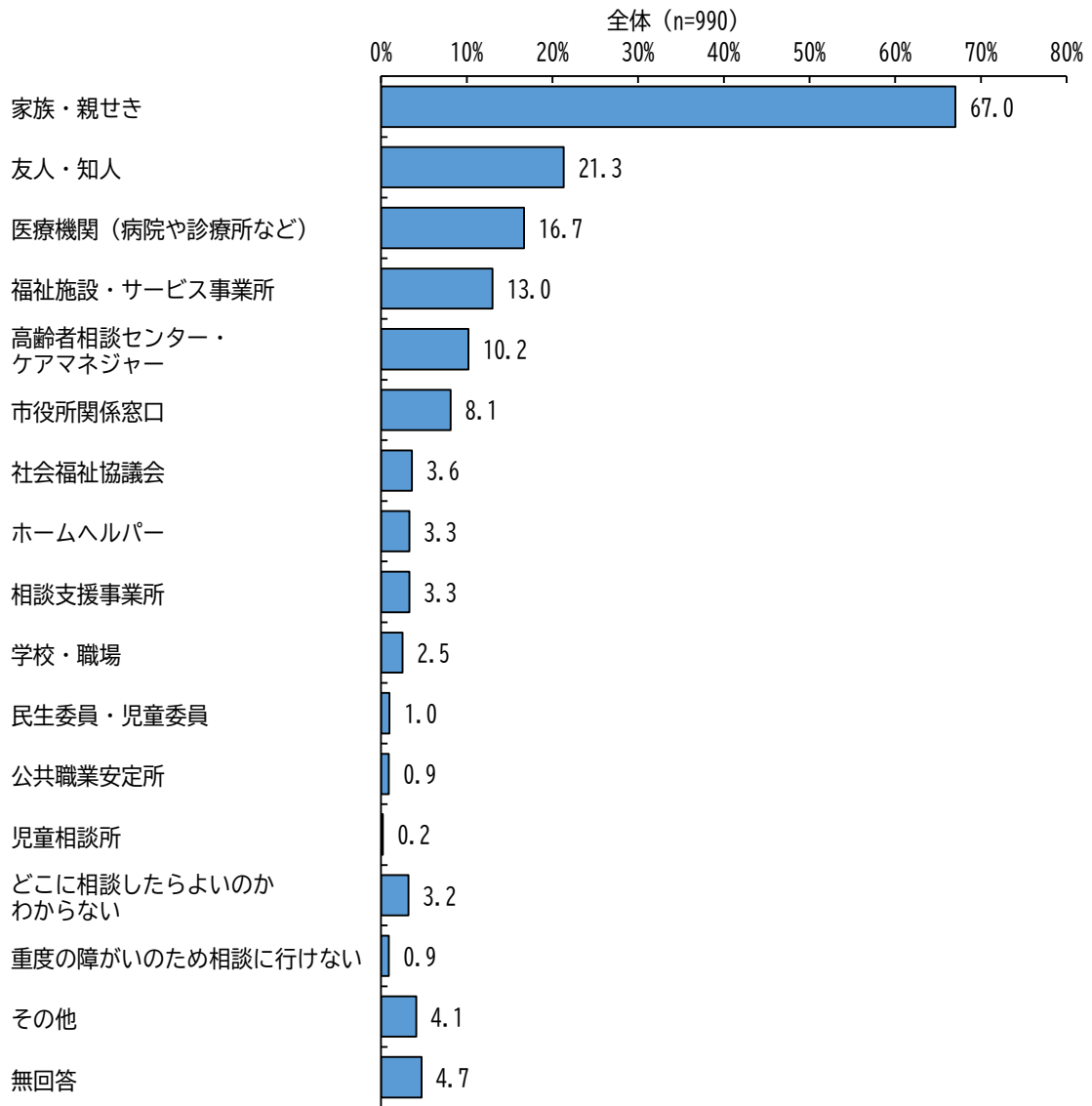


⑤相談について

現在、悩んでいることや相談したいことでは、「自分の健康や治療のこと」30.4%が最も多く、次いで「生活費など経済的なこと」22.4%、「緊急時や災害時のこと」15.9%などとなっています。また、「特にない」は33.3%となっています。

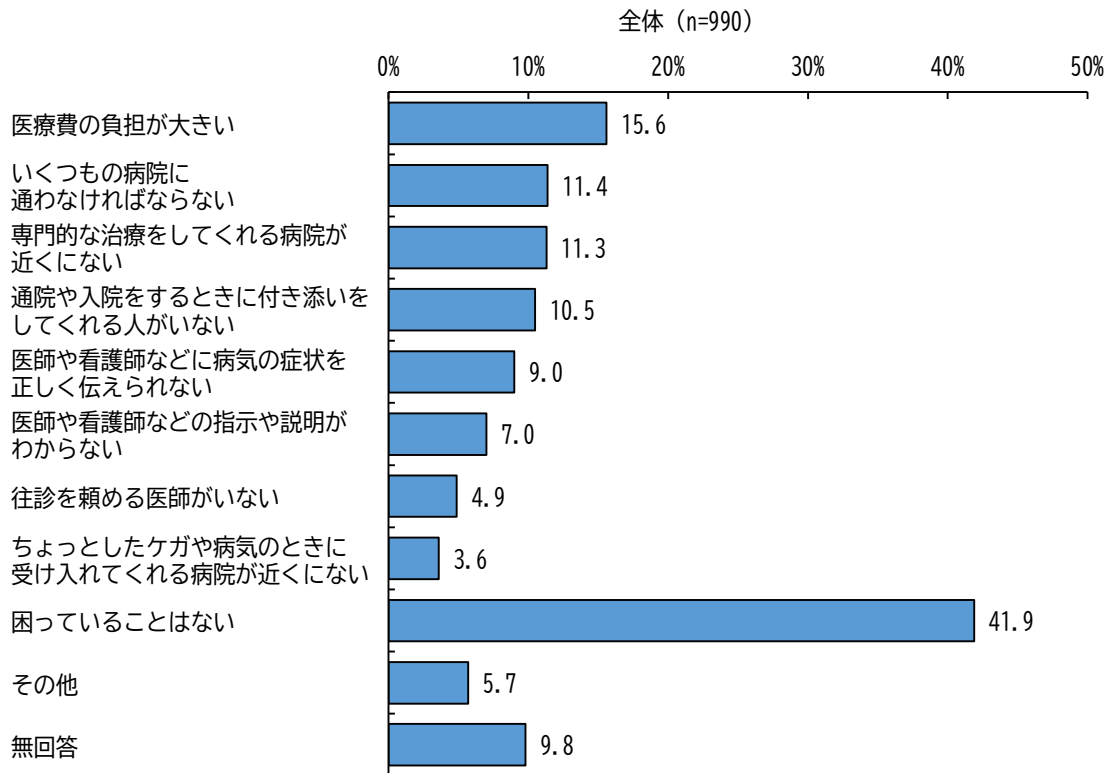


悩みや困ったことを相談する人では、「家族・親せき」67.0%が最も多く、次いで「友人・知人」21.3%、「医療機関（病院や診療所など）」16.7%などとなっています。



⑥保険・医療について

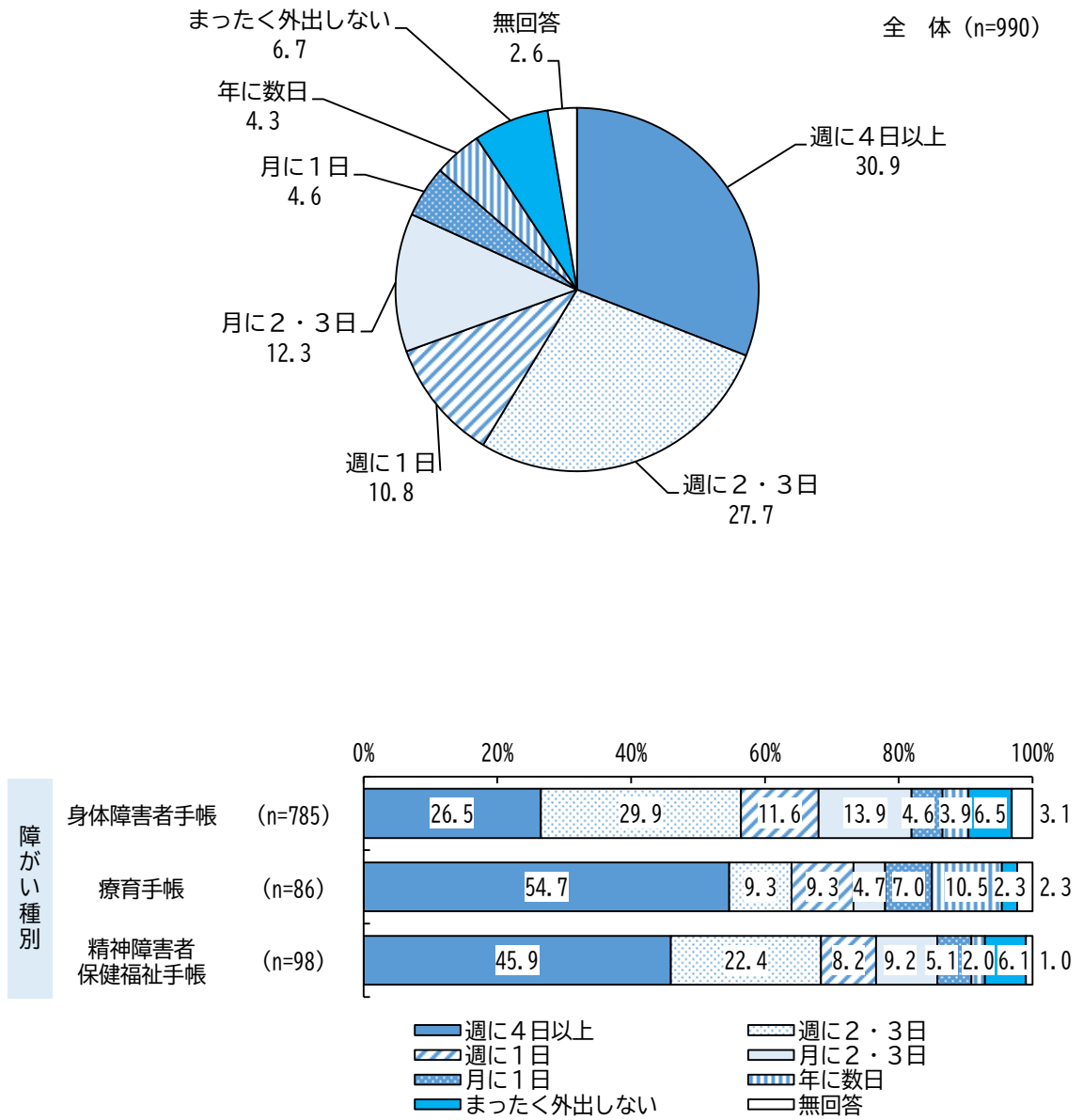
医療を受ける上で、困っていることはあるかでは、「医療費の負担が大きい」15.6%が最も多く、次いで「いくつもの病院に通わなければならない」11.4%、「専門的な治療をしてくれる病院が近くにない」11.3%などとなっています。また、「困っていることはない」は41.9%となっています。



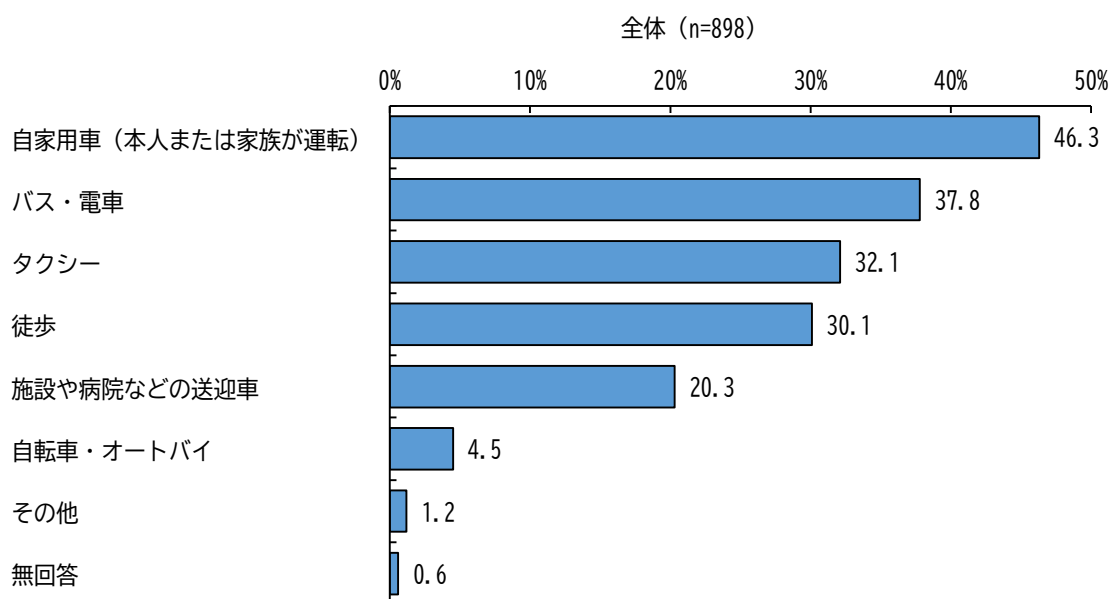
⑦外出について

どのくらいの頻度で外出しているかでは、「週に4日以上」30.9%が最も多く、次いで「週に2・3日」27.7%、「月に2・3日」12.3%などとなっています。

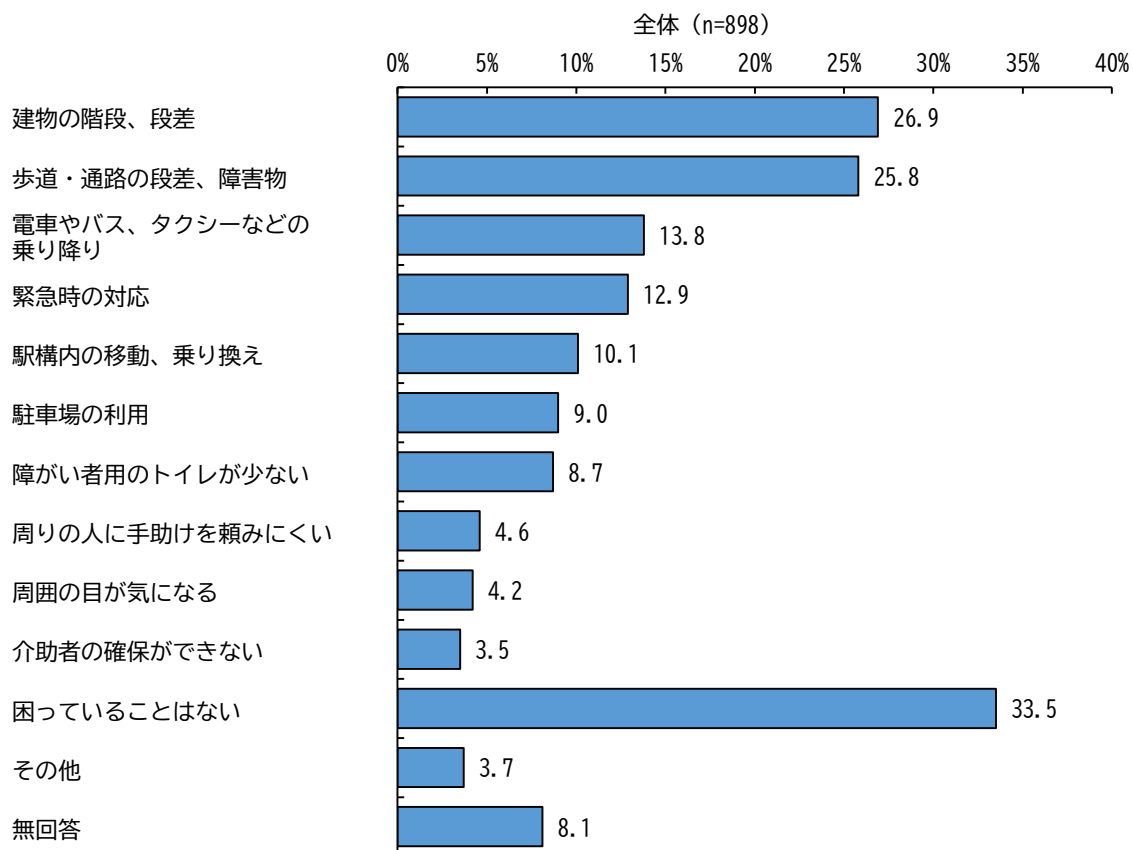
障がい種別でみると、身体障害者手帳は、「週に2・3日」29.9%が最も多くなっています。



外出するときの交通手段では、「自家用車（本人または家族が運転）」46.3%が最も多く、次いで「バス・電車」37.8%、「タクシー」32.1%などとなっています。

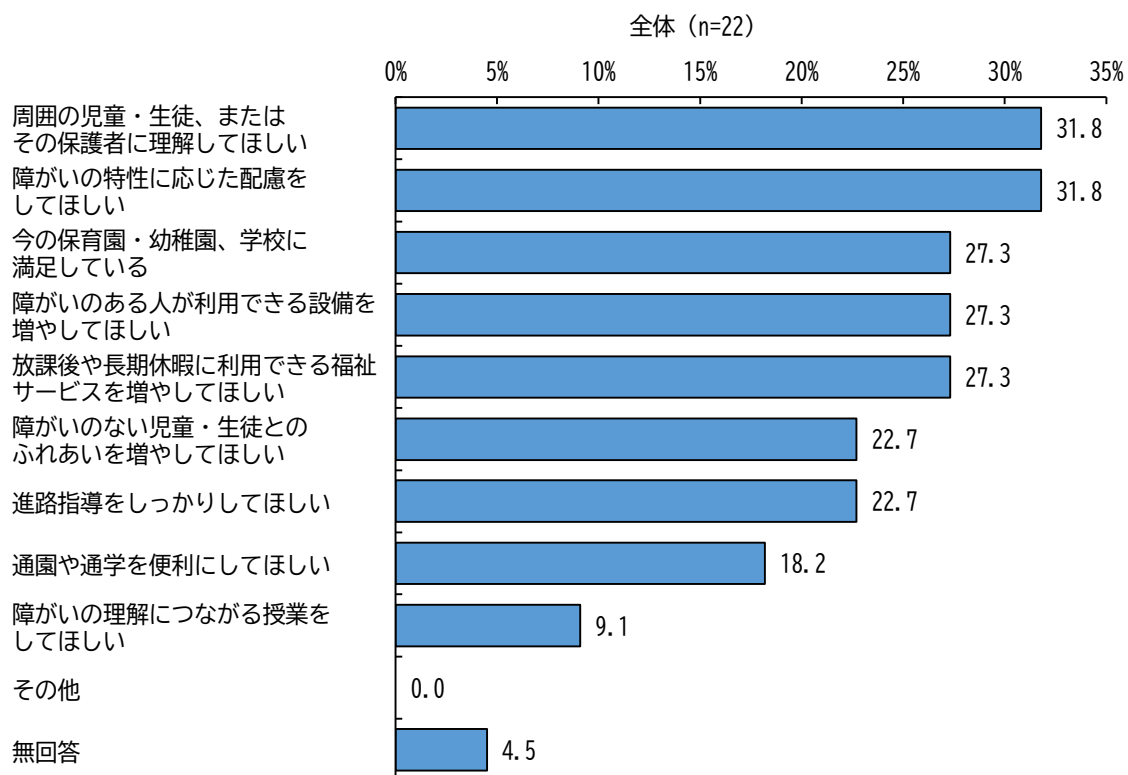


外出するときに、困っていることでは、「建物の階段、段差」26.9%が最も多く、次いで「歩道・通路の段差、障害物」25.8%、「電車やバス、タクシーなどの乗り降り」13.8%などとなっています。また、「困っていることはない」は33.5%となっています。



⑧教育サービスについて

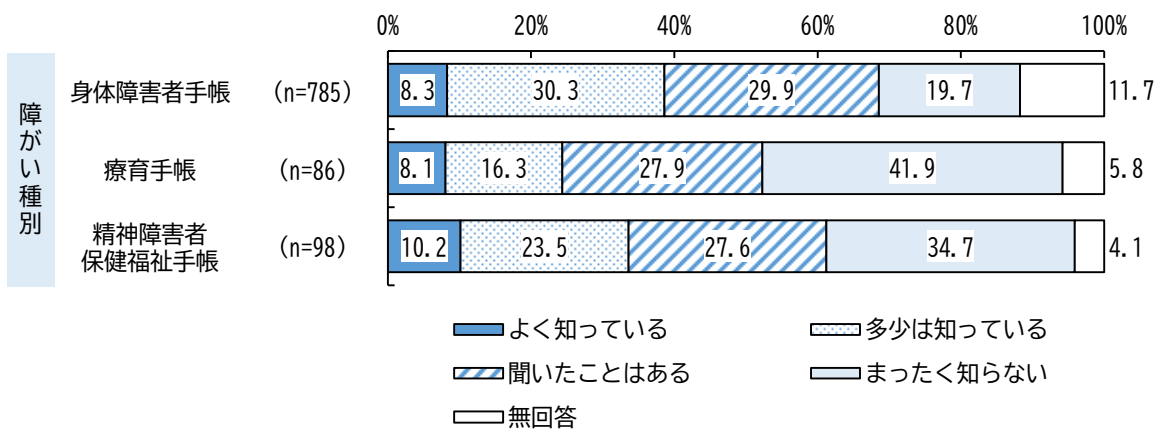
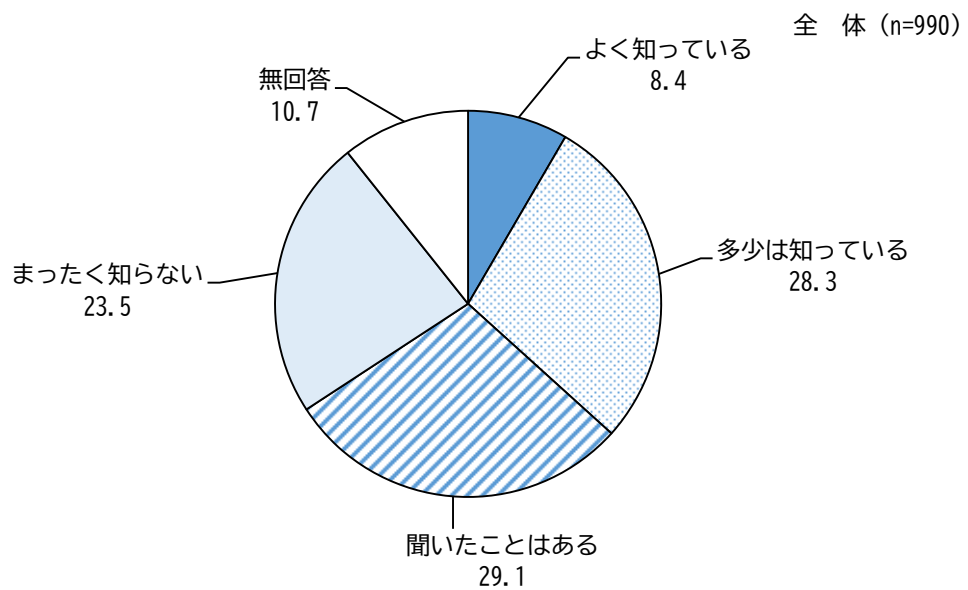
園・学校生活を送るうえで、必要だと思うことでは、「周囲の児童・生徒、またはその保護者に理解してほしい」、「障がいの特性に応じた配慮をしてほしい」がともに31.8%と最も多く、次いで「今の保育園・幼稚園、学校に満足している」、「障がいのある人が利用できる設備を増やしてほしい」、「放課後や長期休暇に利用できる福祉サービスを増やしてほしい」の3つが27.3%などとなっています。



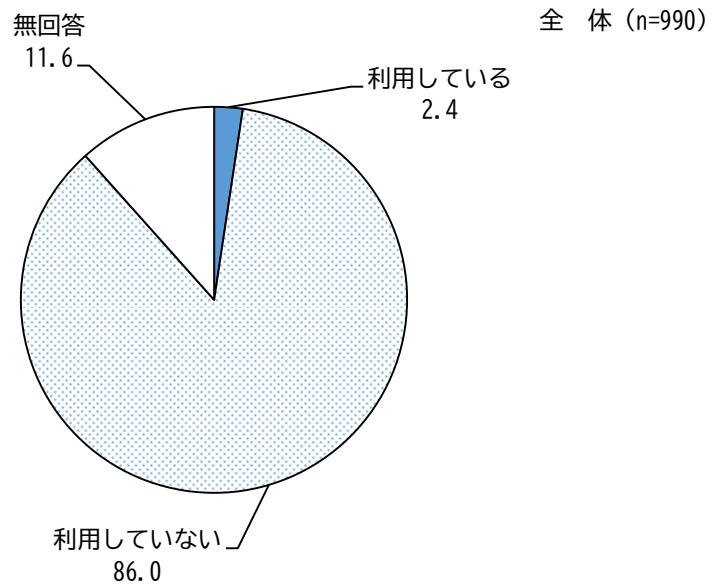
⑨権利擁護について

成年後見制度について知っているかでは、「よく知っている」8.4%、「多少は知っている」28.3%、「聞いたことはある」29.1%、「まったく知らない」23.5%となっています。

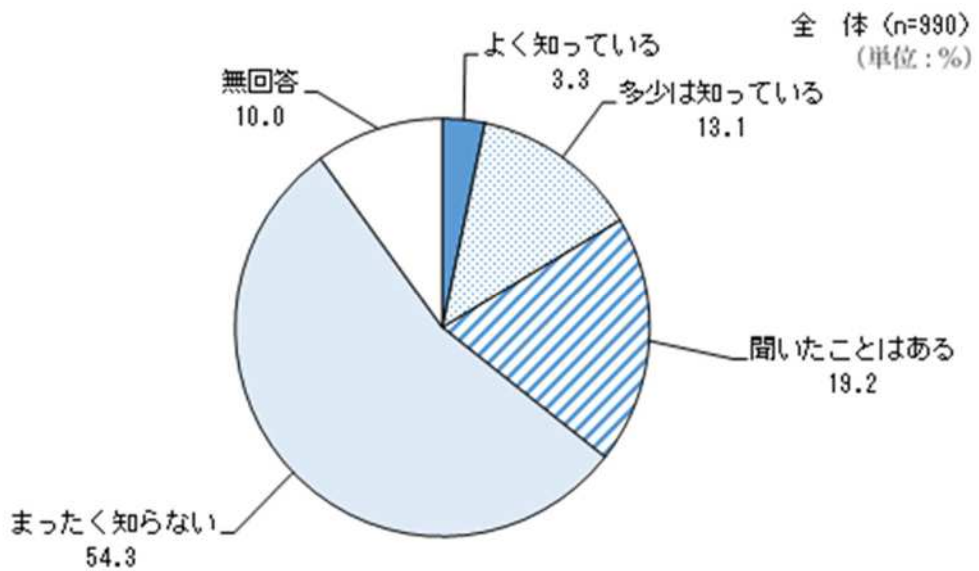
障がい種別で見ると、身体障害者手帳は、「多少は知っている」30.3%が最も多くなっています。療育手帳、精神障害者保健福祉手帳は、「まったく知らない」が最も多くなっています。



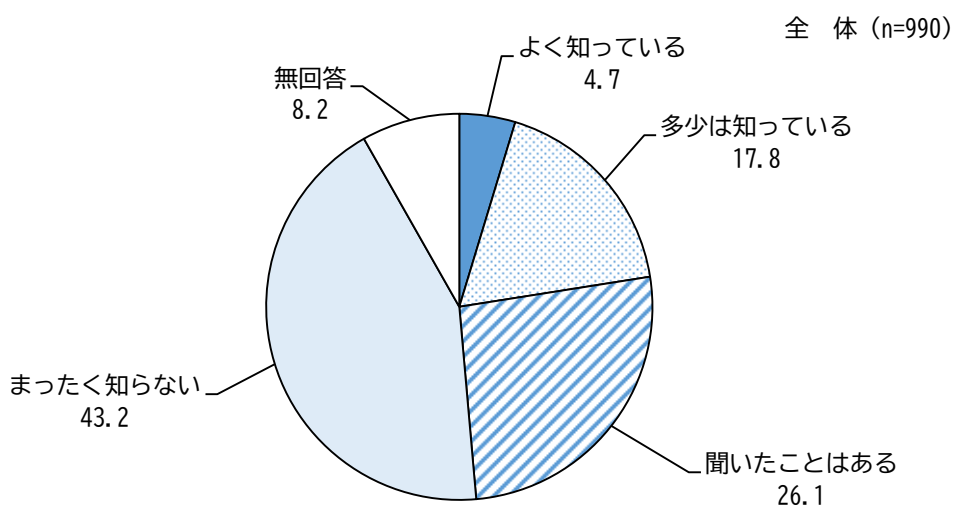
成年後見制度を利用しているかでは、「利用している」2.4%、「利用していない」86.0%となっています。



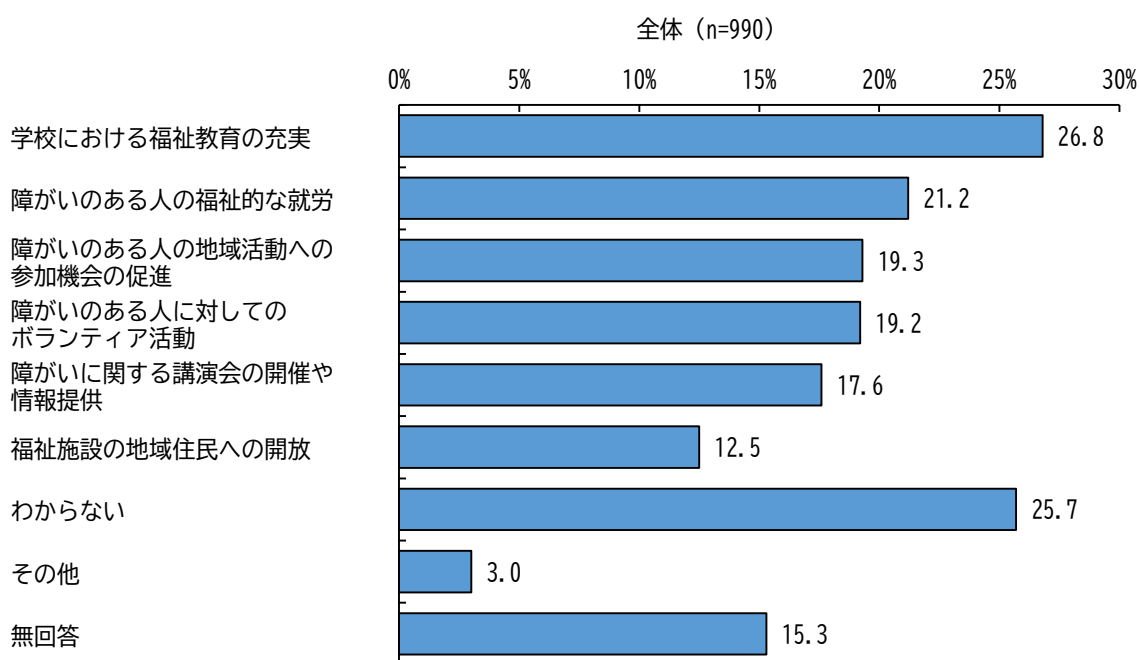
障害者差別解消法では、障害者に対する合理的配慮が求められています。このことを「知っている・聞いたことはある人」は全体の35.6%で、「まったく知らない人」の54.3%を下回っています。



障害者虐待防止法について知っているかでは、「よく知っている」4.7%、「多少は知っている」17.8%、「聞いたことはある」26.1%、「まったく知らない」43.2%となっています。



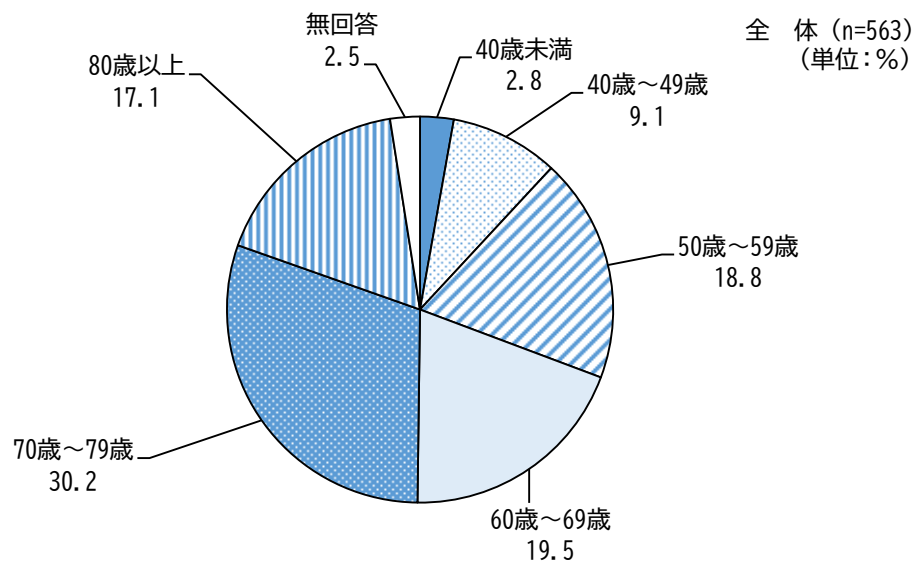
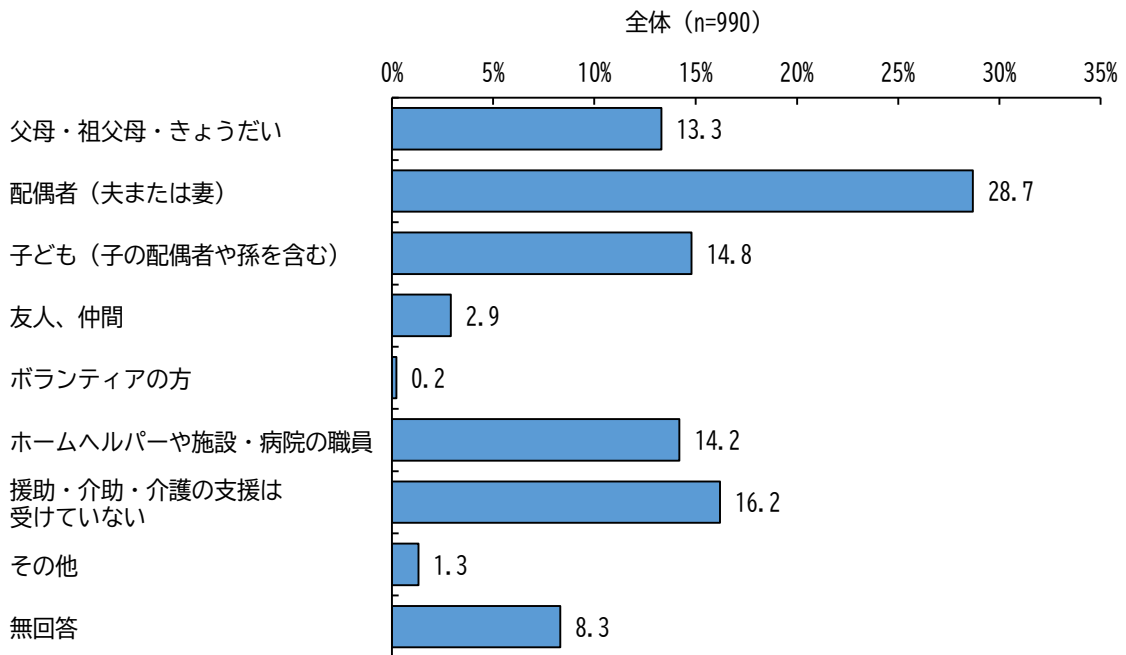
障がいに対する理解を深めるため何が必要かでは、「学校における福祉教育の充実」26.8%が最も多く、次いで「障がいのある人の福祉的な就労」21.2%、「障がいのある人の地域活動への参加機会の促進」19.3%などとなっています。また、「わからない」が25.7%となっています。



⑩主な介護者について

主な介助者（日常生活を支援してくれる人）は誰かでは、「配偶者（夫または妻）」28.7%が最も多く、次いで「子ども（子の配偶者や孫を含む）」14.8%、「援助・介助・介護の支援は受けていない」16.2%などとなっています。

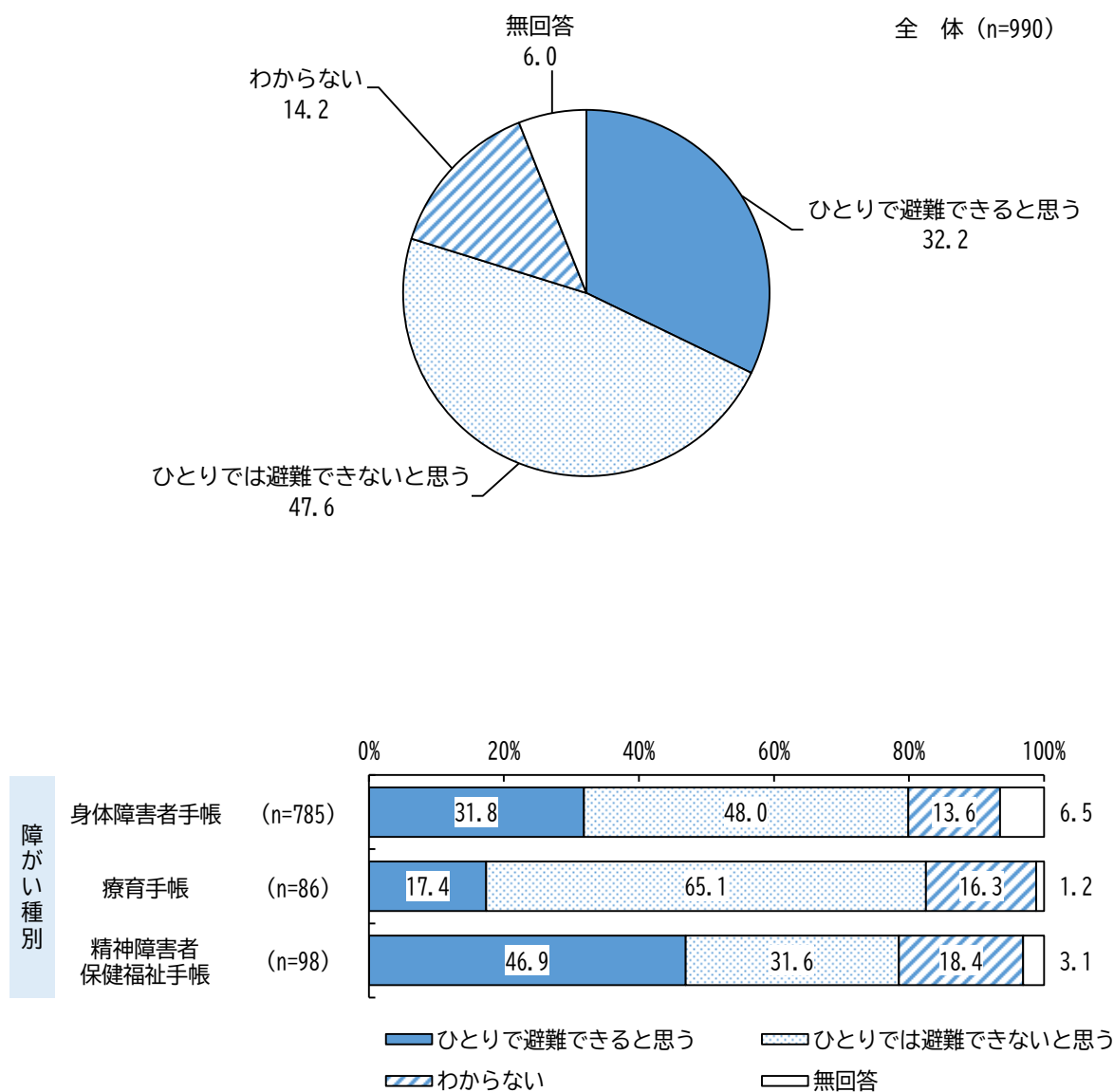
また、主な介助者の方の年齢では、「70歳～79歳」30.2%が最も多く、次いで「60歳～69歳」19.5%、「50歳～59歳」18.8%などとなっており、介助者の高齢化が顕著となっています。



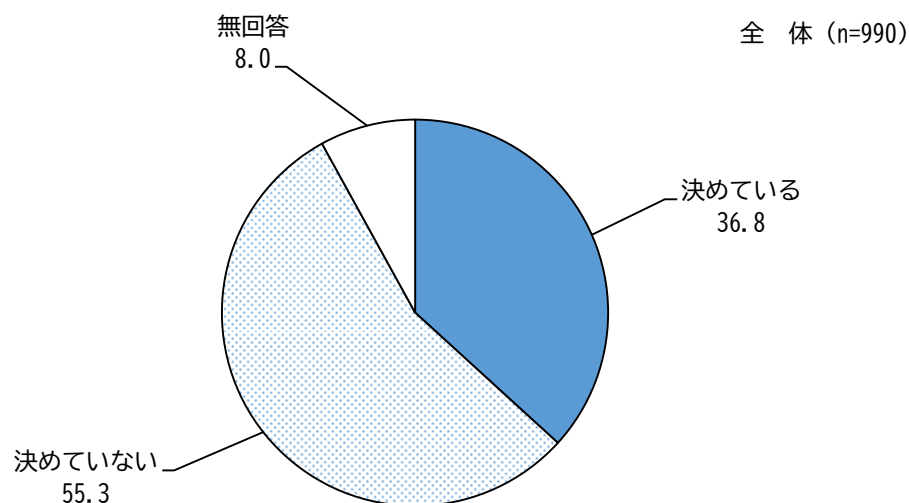
⑪安全・安心について

災害が発生した場合、ひとりで避難できると思うかでは、「ひとりで避難できると思う」32.2%、「ひとりでは避難できないと思う」47.6%、「わからない」14.2%となっています。

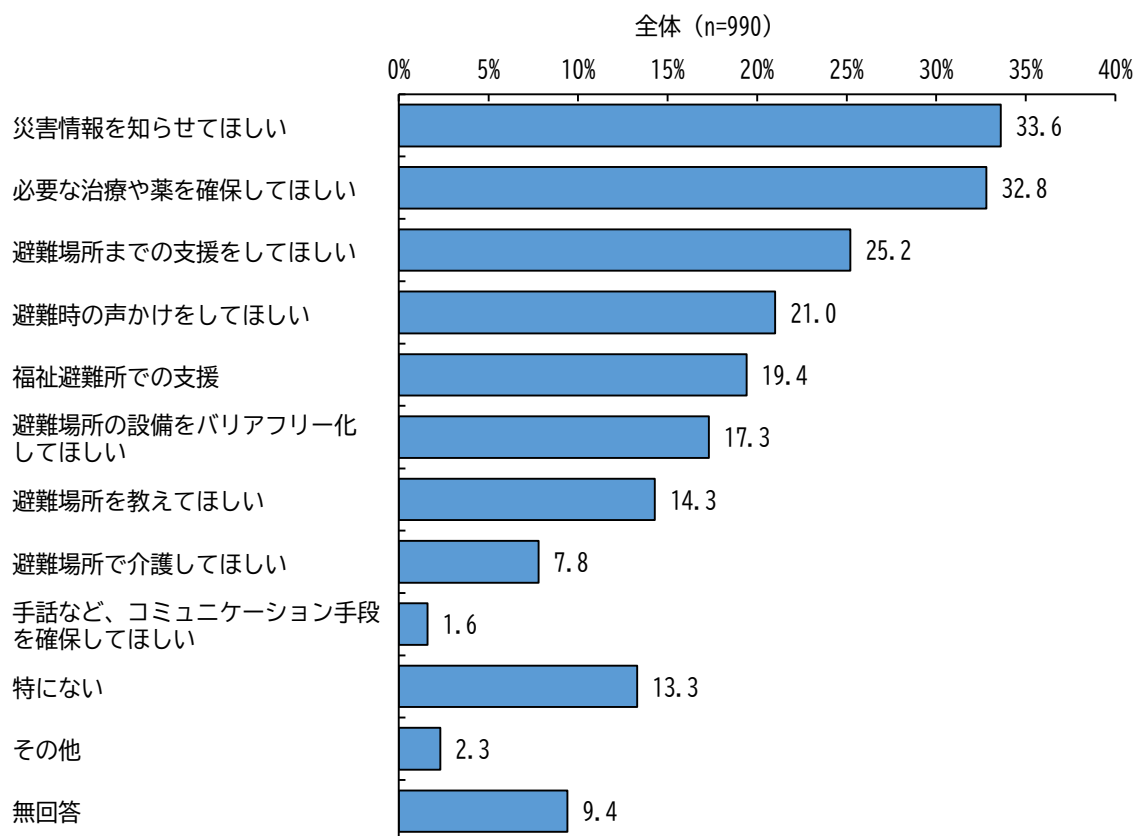
障がい種別でみると、精神障害者保健福祉手帳は、「ひとりで避難できると思う」46.9%が最も多くなっています。



災害が発生した場合、どこに避難するか決めているかでは、「決めている」36.8%、「決めていない」55.3%となっています。



災害発生時に支援してほしいことでは、「災害情報を知らせてほしい」33.6%が最も多く、次いで「必要な治療や薬を確保してほしい」32.8%、「避難場所までの支援をしてほしい」25.2%などとなっています。



第3章 第6期熱海市障がい者計画

1 施策の体系

基本理念

共に生き 支えあい みんなでつくる 笑顔のまち あたみ

基本目標1 自立した暮らしへの支援

- (1) 相談支援体制の充実
- (2) 生活支援体制の充実
- (3) 保健・医療・福祉の連携
- (4) 就労の支援

基本目標2 充実した社会生活の推進

- (1) 差別の解消と権利擁護の推進
- (2) 広報・啓発活動の推進
- (3) 情報提供・意思疎通の推進

基本目標3 個性に応じた教育・療育の支援

- (1) 早期発見・早期療育の支援
- (2) 保育・教育の支援

基本目標4 安心・安全なまちづくりの推進

- (1) 防災・防犯・感染症対策の推進
- (2) 福祉のまちづくりの推進

2 計画の内容

基本目標1 自立した暮らしへの支援

(1) 相談支援体制の充実

【現状と課題】

本市では、伊東市と協働して3障がい（身体・知的・精神）の相談支援を相談支援事業所に委託し、相談支援体制を整備してきました。また、「熱海伊東地区（圏域）地域自立支援協議会」を活用し、市、医療・教育など様々な分野の機関と連携し、地域課題の解決に努めています。アンケート調査では、障がいのある人の相談先は「家族・親せき」が67.0%と最も多くなっています。また、相談したい内容は「自分の健康や治療のこと」「生活費など経済的なこと」が全体の半数を占めています。

障がいのある人の身近な問題に目を向け、本人とその家族が気軽に相談でき、適切な支援につながることができるように、市や関係機関との連携を強化し、支援体制の充実を図る必要があります。

【推進に向けた取り組み】

◆相談支援環境の整備

障がい者が抱える複雑化・複合化した課題に対応できるよう、伊東市と共同で地域の相談支援の中核となる基幹相談支援センターの設置を促進します。また、相談支援委託事業所と協力し、乳幼児から成人までのライフサイクルに沿った切れ目のない相談支援体制を構築します。

◆障害者相談員の設置

障害者地区相談員を設置し、障がい者またはその家族等からの相談に応じ、必要な助言等を行うことにより、支援の向上を図ります。また、民生委員・児童委員に障がいへの理解を深めてもらうため、障がい福祉制度の研修を実施し、相談支援の充実を図ります。

◆自立支援協議会の活動

相談事業所をはじめ、多分野にわたる関係機関で構成される「熱海伊東地区（圏域）地域自立支援協議会」を中心として、地域における様々なニーズや課題について情報共有し、課題の解決を図ります。

◆ピアカウンセリングの充実

障がいの特性を理解し、より適切な助言ができるよう、相談事業所等を中心とするピアカウンセリングやピアサポートを支援します。

(2) 生活支援体制の充実

【現状と課題】

障がいのある方に必要なサービスを円滑に提供できるように体制整備に努めています。

必要としている福祉サービスを問うアンケート調査では、身体障害者手帳所持者は「日常生活上必要な支援用具」、療育手帳所持者は「入所施設での生活」、精神障害者保健福祉手帳所持者は「自宅で行う日常生活上の支援」が最も多くなっています。

今後、障がいの特性や生活の変化などにより必要とされるサービスが多様となっていくことが予想されるため、サービスの拡充を図ることが必要です。また、高齢化や核家族化、親亡き後に対応していく必要があります。

【推進に向けた取り組み】

◆地域生活支援事業の充実

相談支援事業・意思疎通支援事業・日中一時支援事業・移動支援事業・各種生活支援事業の円滑な実施に努めるとともに、利用者のニーズに即したサービスの充実を検討していきます。

◆障害福祉サービス提供体制の充実と利用促進

障がい福祉計画・障がい児福祉計画に基づき、利用者に適切なサービスを提供し、自立した地域生活を送ることができるよう支援します。また、障がいのある人のニーズを把握し、サービスの提供を行うために必要なヘルパーの確保と、専門的な人材の確保やスキルアップに向けた研修機会の提供に努め、質の向上を図っていきます。

◆各種制度・手当等の周知

経済的な不安や困難を抱える障がいのある人の負担軽減に向け、補装具費支給制度、日常生活用具給付制度、各種運賃や料金割引等に関する情報提供と利用促進に取り組むとともに、障害基礎年金、特別障害者手当、障害児福祉手当等の各種手当に関する情報提供を強化し、生活の安定を図ります。

◆地域生活支援拠点の充実

【相談】

障がいの特性に起因して生じた緊急の事態等に必要なサービスのコーディネーターや相談その他必要な支援を行います。

【緊急時の受け入れ・対応】

介護者の急病や障がいのある人の状態変化等の緊急時の受け入れや医療機関への連絡等の必要な対応を行います。

【体験の機会・場】

地域移行支援や親元からの自立等に当たって、共同生活援助等の障害福祉サービスの利用や一人暮らしの体験の機会・場を提供します。

【専門的人材の確保・養成】

医療的ケアが必要な障がいのある人や行動障害を有する障がいのある人、高齢化に伴い重度化した障がいのある人に対して、専門的な対応を行うことができる体制の確保や、専門的な対応ができる人材育成を行います。

【地域の体制づくり】

地域の様々なニーズに対応できるサービス提供体制の確保や、地域の社会資源の連携体制の構築等を行います。

(3) 保健・医療・福祉の連携

【現状と課題】

重度障がい者に対する医療サービス（重度障害者（児）医療費助成）の提供をはじめとする医療費の助成、また、難病の方には見舞金の支給を行い経済的な負担軽減を行ってきました。「医療を受ける上で困っていることはあるか」との質問に「困っていることはない」と答えた人が41.9%いる一方で、「医療費の負担が大きい」と答えた人が15.6%います。

障がいの有無にかかわらず、自立した生活を送るには、疾病の予防・早期発見に取り組み、早期治療につなげることが重要です。必要な治療を継続的に受けられるよう、今後も医療費の負担軽減を図ります。

【推進に向けた取り組み】

◆医療費の助成等による負担軽減

自立支援医療制度や重度心身障害者（児）医療費の助成を行い、通院や入院が必要な方の経済的な負担軽減を図ります。

◆こころの健康への支援

精神障がいのある人が地域で安心して生活できるように、医療機関や福祉施設等関連機関と連携を図り、支援方法を検討していきます。また、安心して治療の継続ができるよう、自立支援医療など医療費助成について周知を図ります。

◆こころの悩みを抱える人への支援

こころに悩みを抱える人が発するサインにいち早く気づき、ひきこもり状態で悩む本人及び家族の孤立化・深刻化の防止や、社会における自殺のリスクを減らし、生きることへの支援が行えるよう気軽に相談できる環境づくりに努めます。

また、静岡県等が主催する研修会に積極的に参加し知識を習得するなど、相談員（支援者）の資質向上を図ります。

◆医療的ケアが必要な障害児への支援

医療的ケア児の人数やニーズを把握し、必要な支援が受けられるよう関係機関と連携していきます。

◆難病患者への支援

特定医療費（指定難病）受給者証をお持ちの方には、本人やご家族の支援のため、見舞金を支給します。また、難病の方の生活支援、看護や介護負担軽減を図るため、ニーズにあった福祉用具の利用などの情報提供に努めます。

◆感染症にかかるとの対策

保健所等の関連機関と連携し情報収集を行い、障がいのある人やご家族、福祉事業所等へ情報提供を行い、相談対応に努めます。

◆疾病等の早期発見・早期対応の推進

疾病等を早期に発見し、早期対応ができるよう、保健部門と連携を図り健康診査や相談体制を充実させるとともに、健康診査の受診率向上のための啓発活動に努めます。

(4) 就労の支援

【現状と課題】

障害のある人が、その適正と能力に応じた職に就き、自立した生活ができるよう、ハローワークや障害者就業・生活支援センターおおむろ等と連携し、支援体制づくりに取り組んできました。

アンケート調査では、「一般雇用・障がい者雇用で仕事をしている」人は 17.4%、「仕事をしていない」人は 77.8%となっています。また、仕事をしていない人の中で、「障がいなどで、できる仕事がない」と回答した人は 33.4%となっています。

働く意欲のある人が働くためには、障がいの特性に応じたきめ細やかな支援が重要です。それぞれの希望や適正に応じて能力を発揮できるよう、関係機関と連携した支援に努めます。また、継続した就労ができるように、就労後の相談・支援体制の充実に努めます。

【推進に向けた取り組み】

◆障がい者雇用の促進

ハローワーク、障害者就業・生活支援センター等の関係機関と連携し、一般就労への移行支援や福祉的就労の場の提供など、希望に応じた就労の機会の充実に努めます。

また、熱海市の基幹産業であるホテル、旅館業における仕事の切り分けを支援し、就労継続支援事業における施設外就労の拡充も図ります。

◆就労後の相談・支援体制の充実

就職後も安心して働き続けることができるよう、就労後の環境変化による生活面の悩みやトラブルなどの相談に応じる支援体制の整備や、障がい者雇用に係る制度の周知に努め、企業における障がいへの理解の浸透に取り組めます。

◆障がい福祉施設等からの優先調達の推進

障害者優先調達法に基づき、障害福祉施設からの物品・サービスの優先調達を推進します。

◆就労相談の場の情報提供

障害者就業生活支援センター・しずおかジョブステーション等の相談会の情報提供を行い、利用者が円滑に就労支援を受けられるように努めます。

基本目標 2 充実した社会生活の推進

(1) 差別の解消と権利擁護の推進

【現状と課題】

「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」に基づき、合理的配慮を推進するため、市職員に対し研修、啓発を実施してきました。また、市障がい福祉室に相談窓口を設け、障がいを理由とする差別や虐待に関する相談支援体制の充実に努めています。権利擁護の推進においては、成年後見制度研修会へ積極的に参加し、制度理解と利用促進に努めています。

今回のアンケート調査の結果をみると、障害に対する理解を深めるために必要なものとして「学校における福祉教育の充実」が26.8%と最も多くなっています。また、成年後見制度を「知っている」「聞いたことはある」と答えた人は、65.8%で、制度について多くの人を知っていますが、「利用している」人は、2.4%に留まり、「今後利用したい」人は16.2%、「利用したいと思わない」人が76.4%となっています。

差別・偏見を解消していくには、市民の関心を高め、障がいを身近に感じる必要があります。学校や地域で交流等の機会を設け、障がいに対する差別の解消に努めます。また、成年後見制度の普及・啓発活動を行うとともに、相談・利用の推進を図ります。

【推進に向けた取り組み】

◆障がい者差別解消の推進

市に相談窓口を設置し、障がいある人やその関係者からの差別に関する相談に応じ、問題解決に向け関係機関と連携を図ります。

◆障がい者虐待防止体制整備と意識啓発

市障がい福祉担当部署において、虐待に関する通報や届出の受理、相談や支援などを通して、虐待の未然防止や早期発見に努めるとともに、虐待防止に関する情報等を市民や関係機関へ周知を図ります。

◆権利擁護の周知と利用促進

障がいのある人の意見を尊重し、自立した生活を支援するため、成年後見制度の周知に努めます。また、成年後見制度が必要な人や親族等に対し説明会を実施し、制度の利用促進を図ります。

◆福祉教育の推進

学校と連携しながら、障がい者スポーツ大会の学生ボランティアを募集し、障がいのある人との交流を図り、障がいのある人に対する理解と認識を深めていきます。

◆交流機会の充実

「福祉ふれあい作品展」の開催支援を行い、障がいのある人とのふれあいの場所と機会の提供に努めます。また、学校と連携し、学生との交流の場を設けていきます。

(2) 広報・啓発活動の推進

【現状と課題】

障がいのある人やその家族への差別等を無くし、すべての人が分け隔てなく生活するには、障がいへの理解や正しい知識が必要です。そのため、障がい者週間に合わせ、広報あたまやホームページでの、広報・啓発活動に努めました。また、民生委員や市職員の研修会や市民後見人養成講座などを通して、障がいに対する法・制度の説明を行い、理解を深めてきました。

今回のアンケート調査の結果をみると、障害者差別解消法や障害者虐待防止法について、「まったく知らない」と答えた人はそれぞれ 54.3%、43.2%となっています。

障がいのある人がその人らしく生活していくためには、差別・偏見と解消していく取り組みは重要です。今後も法や制度についての広報・啓発活動を継続していきます。

【推進に向けた取り組み】

◆啓発活動の推進

障がい者週間を中心に、広報やホームページなどにより、市民に「障がい」に関する情報を発信するとともに、障がいのある人に対する理解と知識を深めるため、市と自立支援協議会や関係機関・関係団体と連携し、キャンペーン・講演会などの啓発活動を推進します。

◆行政サービス等における配慮

市職員の職場研修を実施し、障がいに対する理解を深め、窓口対応やイベント開催時など、場面に応じた適切な合理的な配慮の徹底を図ります。

◆パンフレットの配布による啓発

障害福祉サービスの内容や制度説明のパンフレットなどを通じて、市民や学校に周知を図ります。

◆ゆずりあい駐車場利用証、ヘルプマーク、ヘルプカードの広報啓発

障がいのある人が困ったときに利用できるよう周知、配布に努め、思いやりのあるまちづくりに努めます。

(3) 情報提供・意思疎通の推進

【現状と課題】

「どのようなときに手助けが必要か」という質問に、「自分の言いたいことを他人に伝えたいとき」と答えた人が15.5%いました。また「障害福祉サービスを利用していない」と答えた人に「利用していない理由」を尋ねたところ、13.8%の人が「利用の方法がわからない」と答えています。

情報が入手できないことによって、障がいのある人に不利益が生じないように、情報提供方法を充実させ、必要な時に必要な情報を手に入れることができるように努めます。

【推進に向けた取り組み】

◆情報提供の充実

ホームページの音声読み上げ機能や文字サイズや配色の変更を簡単な操作で行うことができる機能を活用し、障がいのある人にわかりやすく、必要とする情報をいつでも入手できるような環境づくりに努めます。また、広報あたまにも福祉サービスなどの情報を掲載するなど、情報提供に努めます。

◆コミュニケーション支援の充実

聴覚障がいのある人の社会参加を支援するため、手話通訳者・要約筆記者の派遣体制の充実に努めます。また、市役所の窓口でスムーズに手続きが行えるよう、市障がい福祉室に手話通訳者を設置します。

◆手話奉仕員養成講座の実施

手話奉仕員養成講座を実施し、担い手が少なくなっている手話通訳者の確保に努めます。

基本目標3 個性に応じた教育・療育の支援

(1) 早期発見・早期療育の支援

【現状と課題】

市健康づくり課が実施している乳幼児健診・相談等の母子事業を通して、発達が気になる、支援が必要な児童の早期発見に努め、必要な療育につなぐことができるよう努めています。

しかし、支援が必要な児童の行動やコミュニケーションの障害は、保護者が受け入れることの難しさがあります。保護者の気持ちに寄り添い、障がいの特性を理解してもらえるよう努め、必要な支援の早期実施に努めます。

【推進に向けた取り組み】

◆母子保健対策の推進

障がいのある子どもの成長・発達には、障がいを早期に発見し、早期療育につなげていくことが重要です。乳幼児健康診査等の結果、発達の経過観察が必要な子どもと保護者が早期に療育相談や指導が受けられるように、母子保健担当課や関係部署、熱海市児童発達支援センターと連携を図り、幼児期からの早期療育体制の充実を図ります。

◆発達訓練指導事業の実施

親子のふれあい教室（コアラ会）を実施し、言葉の遅れなど発達の課題等が見受けられた子どもや保護者に対し、熱海市児童発達支援センターや関係機関と連携を図り早期かつ適切な支援を提供します。

(2) 保育・教育の支援

【現状と課題】

平成31年4月に児童発達支援センターをスタートさせ、発達が気になる就学前の児童に対し、発達支援を行ってきました。アンケート調査において、今の保育園等に満足している人が27.3%いる一方で、「放課後や長期休暇に利用できる福祉サービス」を望む人が27.3%、「障害の特性に応じた配慮」を望む人が31.8%いました。

乳幼児期から学齢期、学齢期以降まで、障がいのある人がいきいきと成長し、自立した社会生活を実現するには、それぞれのライフステージに応じた切れ目のない支援が重要です。医療・学校・福祉等のネットワーク体制の強化を図り、保育・教育の環境整備に努めます。

【推進に向けた取り組み】

◆児童発達支援センターにおける支援の充実

就学前の発達が気になる児や障がい児の福祉の増進を図るため、児童発達支援センターにおいて、療育訓練や生活指導を行います。また、地域全体の児童発達支援・相談支援拠点となるよう支援を行います。

◆発達支援巡回事業の実施

発達が気になる子どもへの早期支援を推進するため、発達障害の専門的な知識を持つ者が、保育園・幼稚園を巡回し、保育士等に対して発達が気になる子どもとその保護者への支援手法について、助言・指導を行います。

◆軽度・中度難聴児補聴器購入費等助成金交付事業の実施

身体障害者手帳の対象とならない軽度又は中等度の難聴児に対して、補聴器購入費の一部を補助することにより、言語の習得等、難聴児の健全な発達を支援します。

◆特別支援教育体制の充実

一人ひとりの教育的ニーズに応じた支援や教育を行うため、特別支援教育支援員や介助員を配置し、障がいのある児童生徒への学習支援体制の充実を図ります。

◆放課後等デイサービス事業の充実

障がいのある児童・生徒の放課後や土曜日、夏休み等の長期休暇の活動の場として、放課後デイサービス事業の充実を図ります。

◆療育連携会議の開催

ライフステージにあった支援を行えるよう、医療・学校・福祉など関係機関と情報交換・共有をする場を設けます。

基本目標 4 安心・安全なまちづくりの推進

(1) 防災・防犯・感染症対策の推進

【現状と課題】

本市では、介護または介助を必要とする障がいのある人のための福祉避難所として、特別養護老人ホーム姫の沢荘・特別養護老人ホーム海光園・熱海伊豆海の郷の3施設と協定を結び避難場所を確保しています。しかし、アンケート調査では、「災害が発生した場合、どこに避難するか決めている人」は36.8%、また「ひとりで避難できると思いますか」という問いに「ひとりで避難できると思う」と答えた人は32.2%でした。

災害時に支援が必要な人を地域の人たちで支えあう仕組みづくりや、必要な時に必要な情報を入手できるよう、効果的な情報提供の仕組みづくりに努めます。

【推進に向けた取り組み】

◆避難行動要支援者への支援

ひとりで避難することが困難な人の名簿作成の推進を図ります。また、名簿を作成すると同時に、いざというときに避難を支援してくれる民生委員、町内会、自主防災組織、警察、消防機関などに情報を提供し、緊急時の対応に備えます。

◆緊急時のシステムの周知・普及

聴覚や発話に障がいのある方のための新しい緊急通報システム「NET119」や、静岡県医師会が運営するICTシステム「シズケア*かけはし」の機能の一つである「救急かけはし」の周知・普及に努めます。

◆情報発信手段の多様化

災害時に正確な情報を迅速に提供するため、防災無線による放送のほか、メールやコミュニケーションアプリ等による情報発信手段の多様化を図ります。

◆感染症対策の普及啓発

静岡県熱海健康福祉センターや医療機関と連携し、感染症の予防方法など情報提供に努め、感染症対策の普及啓発を図っていきます。

(2) 福祉のまちづくりの推進

【現状と課題】

外出するときの交通手段では、「自家用車（本人または家族が運転）」46.3%が最も多く、次いで「バス・電車」37.8%、「タクシー」32.1%、「徒歩」30.1%となっています。また、外出するときに困っていることでは「困っていることはない」と答える人が33.5%いる一方で、「建物の階段、段差」（26.9%）、「歩道・通路の段差、障害物」（25.8%）に困っていると答えた人がいました。

当市はこれまでも歩道等のバリアフリー化に努めてきましたが、障がいのある人が快適な日常生活を過ごせるよう、これまでと同様に市内のバリアフリー化、ユニバーサルデザイン化の推進に努めます。

【推進に向けた取り組み】

◆安全な歩行のための整備

第5次熱海市総合計画（前期計画）の趣旨に基づき、歩道の段差解消などバリアフリー化を推進するとともに、通行の妨げとなる歩道等の障害物について市民に対する啓発を行い、安心・安全な歩行環境の整備に努めます。

◆公共施設のバリアフリー、ユニバーサルデザイン化の推進

市民に限らず、市・県外から本市を訪れるすべての人が利用しやすい施設となるよう、公共施設のバリアフリー化・ユニバーサルデザイン化を推進します。

◆移動手段の支援

障がいのある人の外出を支援するため、タクシー利用料金の一部助成を継続していきます。また「静岡県ゆずりあい駐車場制度」を通じ、駐車場の適正利用を呼び掛けていきます。

第4章 第7期熱海市障がい福祉計画・第3期障がい児福祉計画

I 令和8年度までに達成を目指す目標

1 施設入所者の地域生活への移行

【国の基本方針】

- ・ 令和8年度末における地域生活に移行する者の数値目標を設定する。
- ・ 令和4年度末時点の施設入所者数のうち、6%以上が令和8年度末までに地域生活へ移行することを基本とする。
- ・ 令和8年度末の施設入所者数を、令和4年度末時点から5%以上削減することを基本とする。

項目	数値	考え方
【基準指標】令和4年度末時点の入所者数（A）	55人	施設入所者数（施設入所支援）
【目標値】目標年度入所者数（B）	52人	令和8年度末時点の利用人員
【目標値】削減見込（A－B）	3人	差引削減見込み数とし、5%以上を削減する
【目標値】地域生活移行者数	4人	施設入所からグループホーム等へ移行する者の数とし、6%以上とする

2 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築

(1) 保健、医療、福祉関係者による協議の場の設置

項目	考え方
協議の場の設置	設置済み (地域自立支援協議会を協議の場としています)

(2) 協議の場における活動

ア 第7期見込み量

項目	令和6年度	令和7年度	令和8年度
重層的な連携による支援体制を構築するために必要な協議の場の開催回数	3	3	3
重層的な連携による支援体制を構築するために必要な協議の場における目標設定及び評価の実施回数	3	3	3

イ 見込み量の確保のための方策

地域自立支援協議会を協議の場とし、支援体制の構築に向け協議等を行います。

3 地域生活支援の充実

【国の基本指針】

- ・令和8年度までに、各市町において地域生活支援拠点等を整備（複数市町による共同整備も可能）するとともに、コーディネーターを配置、地域生活支援拠点等の機能を担う障がい福祉サービス事業所等の担当者の配置、支援ネットワークなどにより効果的な支援体制及び緊急時の連絡体制の構築を進め、また、年1回以上、支援の実績等を踏まえた運用状況を検証および検討することを基本とする。
- ・強度行動障害を有するものに関し、各市町村又は圏域において、支援ニーズを把握し、支援体制の整備を進めることを基本とする。

(1) 地域生活支援拠点等の確保

項目	考え方
地域生活支援拠点等の整備	設置済み（令和5年度に圏域で設置）

(2) 地域生活支援拠点等に係る検証・検討

ア 第7期見込み量

項目	令和6年度	令和7年度	令和8年度
コーディネーターの配置人数	0	0	0
検証及び検討の年間実施回数	4	4	4

イ 見込み量の確保のための方策

熱海伊東地区（圏域）地域自立支援協議会地域生活支援拠点等検討部会において、検証及び検討を行います。

(3) 強度行動障害を有する障がい者の支援体制の充実【新】

項目	考え方
地域の関係機関が連携した支援体制の整備	現在定期的に行っている検討委員会を活用し、圏域において支援体制を整備します。

4 福祉施設から一般就労への移行

【国の基本方針】

- ・福祉施設の利用者のうち、就労移行支援事業等を通じて、令和8年度中に一般就労に移行する者の数値目標を設定する。
- ・令和8年度までに福祉施設から一般就労への移行実績を令和3年度実績の1.28倍以上とする。
- ・令和8年度までに就労移行支援から一般就労への移行実績を令和3年度実績の1.31倍以上とする。
- ・令和8年度における就労移行支援事業所のうち、就労移行支援事業利用就労者に占める一般就労へ移行した者の割合が5割以上の事業所を全体の5割以上とする。
- ・令和8年度までに就労継続支援A型から一般就労への移行実績を令和3年度の1.29倍以上とする。
- ・令和8年度までに就労継続支援B型から一般就労への移行実績を令和3年度の1.28倍以上とする。
- ・令和8年度までに就労定着支援事業の利用実績を令和3年度の1.41倍以上とする。
- ・令和8年度における就労定着支援事業所のうち、就労定着率が7割以上の事業所を全体の2割5分以上とする。

(1) 一般就労への移行者数

	項目	数値	考え方
【基準指標】 令和3年度における福祉施設から一般就労への移行者数の実績	就労移行支援事業所 (A)	1人	
	就労継続支援A型事業所 (B)	1人	
	就労継続支援B型事業所 (C)	0人	
	生活介護、自立支援、その他事業所	0人	
	計(D)	2人	
【目標値】 令和8年度中の福祉施設から一般就労への移行者数	就労移行支援事業所	2人	(A)の1.31倍以上
	就労継続支援A型事業所	2人	(B)の1.29倍以上
	就労継続支援B型事業所	1人	(C)の1.28倍以上
	生活介護、自立支援、その他事業所	0人	
	計	5人	(D)の1.28倍以上

(2) 就労移行支援・就労定着支援の利用者

項目	数値	考え方
【基準値】 令和3年度における一般就労移行者数のうち 就労定着支援事業の利用者数(F)	0人	/
【目標値】 令和8年度における一般就労移行者数のうち 就労定着支援事業の利用者数	1人	

(3) 就労移行支援・就労定着支援事業所の就労定着率

項目	数値	考え方
【目標値】【新】 就労移行支援事業所のうち、就労移行 支援事業利用終了者に占める一般就労 へ移行した者の割合が5割以上の事業 所の全体割合	0	多様な形態での一般就労のニーズが増加していることを踏まえ、まずは市内に事業所を確保することに努めたい。
【目標値】 就労定着支援事業所のうち、就労定着 率が7割以上の事業所の全体割合	0	多様な形態での一般就労のニーズが増加していることを踏まえ、まずは市内に事業所を確保することに努めたい。

5 障がい児通所支援等の地域支援体制の整備

【国の基本方針】

- ・令和8年度末までに、児童発達支援センターを各市町村又は各圏域内に1カ所以上設置することを基本とする。
- ・令和8年度末までに、すべての市町村において、障がい児の地域社会への参加・包容（インクルージョン）の推進体制を構築することを基本とする。
- ・令和8年度末までに、主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後デイサービス事業所を各市町村又は各圏域内に1カ所以上確保することを基本とする。
- ・令和8年度末までに、医療的ケア児支援のため、各都道府県及び各市町村において、保健、医療、障がい福祉、保育、教育等の関係機関等が連携を図るための協議の場を設けるとともに、医療的ケア児等に関するコーディネーターを配置することを基本とする。

（1）児童発達支援センターの設置

項目	考え方
児童発達支援センターの設置	設置済み

（2）障がい児の地域社会への参加・包容（インクルージョン）の推進

項目	考え方
保育所等訪問支援を活用しながら障がい児の地域社会への参加・包容（インクルージョン）を推進する体制構築	構築済み

（3）主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を確保

項目	考え方
主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所	既存の児童発達支援事業所に看護師等を配置してもらうよう働きかけ、重心児も対応できる機能の確保に努めます。
主に重症心身障がい児を支援する放課後等デイサービス事業所を確保	既存の放課後等デイサービス事業所に看護師等を配置してもらうよう働きかけ、重心児も対応できる機能の確保に努めます。

(4) 医療的ケア児支援のため、保健、医療、障がい福祉、保育、教育等の関係機関等による協議の場の設置及び医療的ケア児等に関するコーディネーターを配置

①関係機関等による協議の場の設置

項目	考え方
医療的ケア児支援のための協議の場の設置	設置済み（地域自立支援協議会を協議の場としています。）

②医療的ケア児等に関するコーディネーターを配置

ア 第7期見込み量

項目	令和6年度	令和7年度	令和8年度
医療的ケア児コーディネーターの配置数	3人	3人	3人

イ 見込み量の確保のための方策

市が委託している相談支援事業所において、医療的ケア児コーディネーターを配置していますが、利用者の状況等を勘案し、必要な見込み量を確保します。

6 相談支援体制の充実・強化等

【国の基本方針】

- ・令和8年度末までに、各市町村において、総合的な相談支援、地域の相談支援体制の強化及び関係機関等の連携の緊密化を通じた地域づくりの役割を担う基幹相談支援センターを設置（複数市町による共同設置を含む。）するとともに、基幹相談支援センターが地域の相談支援体制の強化を図る体制を確保することを基本とする。
- ・協議会において、個別事例の検討を通じた地域サービス基盤の開発・改善等を行う取組を行うとともに、これらの取組を行うために必要な協議会の体制を確保することを基本とする。

（1）基幹相談支援センターによる地域の相談支援体制の強化

①基幹相談支援センターの設置

項目	考え方
基幹相談支援センターの設置	令和8年度末までに整備することを目指します。

②基幹相談支援センターによる指導・助言件数【新】

ア 第7期見込み量

項目	令和6年度	令和7年度	令和8年度
地域の相談支援事業所に対する訪問等による専門的な指導・助言件数	—	—	2件
地域の相談支援事業所の人材育成の支援件数	—	—	2件
地域の相談機関との連携強化の取組回数	—	—	2回
個別事例の支援内容の検証の実施回数	—	—	2回

イ 見込み量の確保のための方策

基幹相談支援センターにおいて、定期的に会議を開催する体制を確保します。

(2) 協議会における個別事例の検討を通じた地域のサービス基盤の開発・改善【新】

ア 第7期見込み量

項目	令和6年度	令和7年度	令和8年度
相談事業所の参画による事例検討実施回数	4	4	4
協議会の専門部会の実施回数	4	4	4

イ 見込み量確保のための方策

基幹相談支援センターの整備に取り組むとともに、地域自立支援協議会等を活用し、地域のサービス基盤の開発・改善に努めます。

7 障がい福祉サービス等の質の向上を図るための取組に係る体制の構築

【国の基本方針】

- ・令和8年度末までに、市町村において、サービスの質の向上を図るための取組に係る体制を構築する。

(1) 障がい者福祉サービス等の質の向上を図るための取組に係る体制の構築

項目	考え方
障がい福祉サービス等の質の向上を図るための取組に係る体制の構築	令和8年度末までに体制を構築します。

(2) 障がい福祉サービス等の質の向上を図るための取組

①県が実施する障がい福祉サービス等に関わる研修の職員参加数

ア 第7期見込み量

項目	令和6年度	令和7年度	令和8年度
相談支援従事者初任者研修の参加人数	1	0	1
障害支援区分認定調査員研修の参加人数	1	1	1

イ 見込み量の確保のための方策

相談業務や障害支援区分認定調査業務について、新たに携わる職員に対し、必要に応じて受講させます。

②システム等での審査結果分析・共有等

ア 第7期見込み量

項目	令和6年度	令和7年度	令和8年度
障害者自立支援審査支払等システム等による審査結果を分析してその結果を活用し、事業所や関係自治体等と共有する体制の構築時期	0	0	1

イ 見込み量の確保のための方策

請求過誤等の審査結果について、必要に応じて障がい福祉サービス事業所等に情報を提供する仕組みの構築を目指します。

Ⅱ 障がい福祉サービス等の見込み量（活動指標）

1 訪問系サービス

（1）居宅介護等

ア サービスの概要

ホームヘルパーが家庭を訪問し、日常生活に支援が必要な障がいのある人に対し、身体介護や生活介護又は通院等のための乗車又は降車の介助等を行います。

①居宅介護

居宅での入浴、排せつ、食事、家事等の援助、通院の介助等を行います。

②重度訪問介護

重度の肢体不自由により、常時介護が必要な身体に障がいのある人に、長時間にわたる介護と移動介護を総合的に提供します。

③同行援護

視覚障がいにより、移動に著しく困難を有する障がいのある人等に外出時に同行し、移動及び外出先において必要な視覚的情報（代筆、代読含む）等の支援、その他危険を回避するために必要な支援を行います。

④行動援護

重度の知的・精神障がいによる著しい行動障がいのある人に、見守りや危険回避の援護を提供します。

⑤重度障害者等包括支援

常時介護を要する障がいのある人等で、その介護の必要性が著しく高い人に対し、サービス利用計画にもとづき複数のサービスを包括的に提供します。

イ 第6期見込み量及び実績（1月あたり）

項目		令和3年度	令和4年度	令和5年度 (見込み)
利用者数（人）	計画値	24	25	26
	実績値	23	23	24
	達成率	95.8%	92%	92.3%
サービス量（時間）	計画値	240	250	260
	実績値	185	214	268
	達成率	77.1%	85.6%	100.1%

ウ 第7期見込み量（1月あたり）

計画値に対する実績値の推移を考慮し、第6期の計画値と利用者数と利用量は大きな変化はないものとして見込んでいます。

項目	単位	令和6年度	令和7年度	令和8年度
訪問系サービス	人	24	24	24
	時間	268	268	268
居宅介護	人	14	14	14
	時間	73	73	73
重度訪問介護	人	1	1	1
	時間	50	50	50
同行援護	人	4	4	4
	時間	65	65	65
行動援護	人	5	5	5
	時間	81	81	81
重度障害者等 包括支援	人	0	0	0
	時間	0	0	0

エ 見込み量確保のための方策

過去の実績より、利用者数に変化は見られませんでした。今後ヘルパー不足等により希望するサービスが受けられないということがないよう、人材確保について事業所等へ働きかけるとともに、利用者のニーズなどの情報や研修会等の情報提供を行っていきます。

2 日中活動系サービス

(1) 生活介護

ア サービスの概要

常時介護を要する障がいのある人に対して、主として昼間において、障がい者支援施設等において行われる入浴、排せつ又は食事の介護、創作的活動又は生産活動の機会の提供等の便宜を供与します。

イ 第6期見込み量及び実績（1月あたり）

項目		令和3年度	令和4年度	令和5年度 (見込み)
利用者数（人）	計画値	93	95	96
	実績値	84	86	86
	達成率	90.3%	90.5%	89.6%
サービス量（日）	計画値	1,953	1,995	2,016
	実績値	1,843	1,893	1,893
	達成率	94.4%	94.9%	93.9%

ウ 第7期見込み量（1月あたり）

実績値を考慮し、令和8年度にかけて利用者数・サービス量ともに増加していくものと見込んでいます。

項目	単位	令和6年度	令和7年度	令和8年度
生活介護	人	90	92	94
	日	2,070	2,116	2,162
うち強度行動障害を有するもの	人	0	0	0
	日	0	0	0
うち高次脳機能障害を有するもの	人	9	9	9
	日	207	207	207
うち医療的ケアを必要とするもの	人	0	0	0
	日	0	0	0
うち重度障害者支援加算(I)対象者	人	4	5	5
うち重度障害者支援加算(II)対象者	人	28	28	29

※強度行動障害とは、激しい自傷行為や他害・物損、危険な場所に飛び出すなど、周囲の人の暮らしに影響を及ぼす行動が高い頻度で起きるため、特別な支援を必要としている状態のこと。

エ 見込み量補確保のための方策

利用量は、ほぼ計画値のとおりとなっており、令和8年度にかけ増加していくものと見込まれます。利用者の状況やサービス利用動向を把握し、安定したサービスを提供できるように、必要な見込み量を確保します。

(2) 自立訓練（機能訓練）

ア サービスの概要

障がいのある人が地域生活を営むことができるよう、身体的リハビリテーションに係る訓練等の支援を行います。

理学療法や作業療法等の身体的リハビリテーションや、日常生活上の相談支援等を実施するものであり、利用者ごとに、標準期間（18ヶ月）内で利用期間を設定します。

イ 第6期見込み量及び実績（1月あたり）

項目		令和3年度	令和4年度	令和5年度 (見込み)
利用者数（人）	計画値	2	2	2
	実績値	1	2	2
	達成率	50%	100%	100%
サービス量（日）	計画値	48	48	48
	実績値	23	46	46
	達成率	47.9%	95.8%	95.8%

ウ 第7期見込み量（1月あたり）

第6期の利用実績を考慮し、今後大きな変化はないと考え、利用者数・サービス量を見込んでいます。

項目	令和6年度	令和7年度	令和8年度
利用者数（人）	2	2	2
サービス量（日）	46	46	46

エ 見込み量の確保のための方策

障がいのある人が自立した生活を送るためには必要なサービスであることから、本サービスに該当する身体に障がいのある人の把握に努め、必要な見込み量を確保します。

(3) 自立訓練（生活訓練）

ア サービスの概要

知的、精神に障がいのある人が地域生活を営むことができるように、日常生活に係る訓練を行います。食事や入浴等の日常生活能力を向上するための支援や、日常生活上の相談支援等を実施するものであり、利用者ごとに標準時間（24ヶ月）内で利用期間を設定しています。

イ 第6期見込み量及び実績（1月あたり）

項目		令和3年度	令和4年度	令和5年度 (見込み)
利用者数（人）	計画値	2	4	4
	実績値	2	4	4
	達成率	100%	100%	100%
サービス量（日）	計画値	44	88	88
	実績値	46	91	91
	達成率	100.1%	100.3%	100.3%

ウ 第7期見込み量（1月あたり）

第6期の利用実績を考慮し、今後大きな変化はないと考え、利用者数・サービス量を見込んでいます。

項目	令和6年度	令和7年度	令和8年度
利用者数（人）	4	4	4
サービス量（日）	92	92	92

エ 見込み量の確保のための方策

障がいのある人が自立した生活を送るためには必要なサービスであることから、必要な見込み量を確保するとともに、対象者へのサービスの周知に努めます。

(4) 就労選択支援【新】※令和7年10月より開始される事業

ア サービスの概要

就労支援サービスの利用を希望する障がいのある人と事業者が協働して「職種や求める労働条件」「能力・適正」「必要な合理的配慮」などについて評価・調整を行い、一般就労に向けた就労移行支援の実施や就労継続支援事業A・B型の利用といった、本人のニーズに合わせた就労先の選択ができるよう支援を行います。

イ 第7期見込み量（1月あたり）

新たに就労継続支援（B型）を利用する人数相当を見込んでいます。

項目	令和6年度	令和7年度	令和8年度
利用者数（人）	—	1	1

ウ 見込み量の確保のための方策

本人の希望、就労能力等にあった働き方の選択ができるよう、必要な見込み量を確保するとともに、対象者へのサービスの周知に努めます。

(5) 就労移行支援

ア サービスの概要

就労を希望する障がいのある人に対して、一定期間にわたり、生産活動その他の活動の機会の提供を通じて、就労に必要な知識及び能力の向上のために、必要な訓練を行います。一般就労等への移行に向けて、事業所内や企業における作業や実習、適性に合った職場探し、就労後の職場定着のための支援等を実施するものであり、利用者ごとに、標準期間（24ヶ月）内で利用期間を設定します。

イ 第6期見込み量及び実績（1月あたり）

項目		令和3年度	令和4年度	令和5年度 (見込み)
利用者数（人）	計画値	4	5	6
	実績値	3	2	2
	達成率	75%	40%	33.3%
サービス量（日）	計画値	80	100	120
	実績値	43	46	46
	達成率	53.8%	46%	38.3%

ウ 第7期見込み量（1月あたり）

利用者数・サービス量の実績に大きな変化はありませんが、今後は利用が増加するものと見込んでいます。

項目	令和6年度	令和7年度	令和8年度
利用者数（人）	4	5	5
サービス量（日）	88	110	110

エ 見込み量の確保のための方策

障がいのある人が就労するために必要な支援を行うサービスであることから、企業に対し障がい者雇用への理解を求めるなど、適切なサービス量の確保に努めます。

(6) 就労継続支援（A型）

ア サービスの概要

通常の事業所に雇用されることが困難な障がいのある人に対し、就労の機会を提供するとともに、生産活動その他の活動の機会の提供を通じて、その知識及び能力の向上のために必要な訓練等の便宜を供与します。

なお、就労継続支援（A型）では、障がいのある人の就労について雇用契約を締結します。

イ 第6期見込み量及び実績（1月あたり）

項目		令和3年度	令和4年度	令和5年度 (見込み)
利用者数（人）	計画値	8	8	8
	実績値	7	8	8
	達成率	87.5%	100%	100%
サービス量（日）	計画値	152	152	152
	実績値	122	160	160
	達成率	80.3%	100.5%	100.5%

ウ 第7期見込み量（1月あたり）

実績値が増加傾向にあることから、今後も利用が増加するものと見込んでいます。

項目	令和6年度	令和7年度	令和8年度
利用者数（人）	8	9	9
サービス量（日）	160	180	180

エ 見込み量の確保のための方策

通常の事業所に就職することが困難な障がいのある人のための受け皿のサービスであることから、企業に対し本サービスを利用したうえで雇用契約が締結できるように働きかけるとともに、事業所と連携を強化し、適切なサービス量の確保と利用対象者へのサービスの周知に努めます。また、市内には就労継続支援（A型）事業所がないため、事業所の確保に努めます。

(7) 就労継続支援（B型）

ア サービスの概要

通常の事業所に雇用されることが困難な障がいのある人に対し、就労の機会を提供するとともに、生産活動その他の活動の機会の提供を通じて、その知識及び能力の向上のために必要な訓練等の便宜を供与します。対象者は、一般企業に就労したものの年齢や体力の面で雇用されることが困難になった人や50歳に達している人等となります。なお、就労継続支援（B型）では、障がいのある人の就労について雇用契約を締結しません。

イ 第6期見込み量及び実績（1月あたり）

項目		令和3年度	令和4年度	令和5年度 (見込み)
利用者数（人）	計画値	52	52	53
	実績値	64	61	66
	達成率	123.1%	117.3%	124.5%
サービス量（日）	計画値	936	936	954
	実績値	1,083	1,033	1,118
	達成率	115.7%	110.4%	117.2%

ウ 第7期見込み量（1月あたり）

利用者数・サービス量ともに計画値を上回っており、今後も緩やかに増加していくと見込んでいます。

項目	令和6年度	令和7年度	令和8年度
利用者数（人）	66	67	68
サービス量（日）	1,118	1,136	1,154

エ 見込み量の確保のための方策

利用者の状況やサービス利用動向を調整し、必要な見込み量を確保します。

また、市が発注する業務や役務については、国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律の趣旨を踏まえ、障がい者就労施設等に優先的に発注するよう努めます。

(8) 就労定着支援

ア サービスの概要

就労移行支援等を利用し、一般就労した障がい者に対し、就労に伴う生活面の課題に対応できるよう、事業所・家族との連絡調整等の支援を一定期間行います。

イ 第6期見込み量及び実績（1月あたり）

項目		令和3年度	令和4年度	令和5年度 (見込み)
利用者数（人）	計画値	1	1	1
	実績値	0	0	0
	達成率	0%	0%	0%

ウ 第7期見込み量（1月あたり）

利用実績はありませんでした。利用者の定着率を考慮しながらサービスの利用促進に努めます。

項目	令和6年度	令和7年度	令和8年度
利用者数（人）	1	1	1

エ 見込み量の確保のための方策

事業者と連携を図りサービス提供体制の整備に努め、必要な見込み量を確保します。

(9) 療養介護

ア サービスの概要

病院等への長期入院による医療を必要とする障がいのある人のうち常時介護を必要とする人に対して、主として昼間に病院その他の施設において機能訓練、療養上の管理、看護及び医学的管理のもと、介護及び日常生活上の世話等を行います。

イ 第6期見込み量及び実績（1月あたり）

項目		令和3年度	令和4年度	令和5年度 (見込み)
利用者数（人）	計画値	7	7	7
	実績値	7	7	7
	達成率	100%	100%	100%

ウ 第7期見込み量（1月あたり）

利用者数は計画値通りとなっており、今後も大きな変化はないと見込んでいます。

項目	令和6年度	令和7年度	令和8年度
利用者数（人）	7	7	7

エ 見込み量の確保のための方策

医療機関と連携しながら、利用者の状況やサービス利用動向を把握し、必要な見込み量を確保します。

（10）短期入所（ショートステイ）

ア サービスの概要

居宅においてその介護を行う人の疾病その他の理由により、障害者支援施設等への短期間の入所を必要とする障がいのある人等につき、当該施設に短期間の入所をさせ、入浴、排せつ又は食事の介護等の便宜を供与します。

イ 第6期見込み量及び実績

福祉型

（1月あたり）

項目		令和3年度	令和4年度	令和5年度 （見込み）
利用者数（人）	計画値	7	7	7
	実績値	3	6	9
	達成率	42.9%	71.4%	128.6%
サービス量（日）	計画値	49	49	49
	実績値	15	26	34
	達成率	30.6%	42.9%	69.4%

医療型

(1月あたり)

項目		令和3年度	令和4年度	令和5年度 (見込み)
利用者数(人)	計画値	2	2	2
	実績値	0	1	2
	達成率	0%	50%	100%
サービス量(日)	計画値	14	14	14
	実績値	0	5	12
	達成率	0%	35.7%	85.7%

ウ 第7期見込み量(1月あたり)

市内に福祉型短期入所の施設ができたため、今後も利用者が増加するものと見込んでいます。

医療型短期入所については、大きな変化はないものと見込んでいます。

項目	単位	令和6年度	令和7年度	令和8年度
福祉型	人	10	11	12
	日	41	48	55
うち強度行動障害を有するもの	人	0	0	0
	日	0	0	0
うち高次脳機能障害を有するもの	人	0	0	0
	日	0	0	0
うち医療的ケアを必要とするもの	人	0	0	0
	日	0	0	0
うち重度障害者支援加算対象者	人	1	1	2

項目	単位	令和6年度	令和7年度	令和8年度
医療型	人	2	2	2
	日	12	12	12
うち強度行動障害を有するもの	人	0	0	0
	日	0	0	0
うち高次脳機能障害を有するもの	人	0	0	0
	日	0	0	0
うち医療的ケアを必要とするもの	人	2	2	2
	日	12	12	12
うち特別重度支援加算(I)~(III)対象者	人	0	0	0

エ 見込み量の確保のための方策

定期的に本サービスを利用しながら在宅生活を継続するニーズに加え、随時利用のニーズも高まっていることから、円滑な利用ができるよう地域自立支援協議会等と連携し、適切なサービス量が確保できるよう努めます。

3 居住系サービス

(1) 自立生活援助

ア サービスの概要

障害者支援施設やグループホーム等から1人暮らしへ移行した者等について、本人の意思を尊重した地域生活を支援するため、一定期間、定期的な巡回訪問や随時の対応により支援を行うサービスを提供します。

イ 第6期見込み量及び実績（1月あたり）

項目		令和3年度	令和4年度	令和5年度 (見込み)
利用者数（人）	計画値	1	1	1
	実績値	0	0	1
	達成率	0%	0%	100%

ウ 第7期見込み量（1月あたり）

第6期の実績をもとに、利用者人数を見込んでいます。

項目	令和6年度	令和7年度	令和8年度
利用者数（人）	1	1	1

エ 見込み量の確保のための方策

利用者の状況やサービス利用動向を勘案し、相談支援専門員と連携を図りながら必要な見込み量を確保します。

(2) 共同生活援助（グループホーム）

ア サービスの概要

地域で共同生活を営むのに支障のない障がいのある人につき、主として夜間において、共同生活を営むべき住居において相談その他の日常生活上の援助を行います。

イ 第6期見込み量及び実績（1月あたり）

項目		令和3年度	令和4年度	令和5年度 (見込み)
利用者数（人）	計画値	35	38	40
	実績値	37	42	46
	達成率	105.7%	110.5%	115%

ウ 第7期見込み量（1月あたり）

計画値を実績が上回っており、市内に施設が開設したため、今後も増加していくものと見込んでいます。

項目	単位	令和6年度	令和7年度	令和8年度
共同生活援助	人	43	44	45
うち強度行動障害を有するもの	人	0	0	0
うち高次脳機能障害を有するもの	人	5	5	5
うち医療的ケアを必要とするもの	人	0	0	0
うち日中サービス支援型	人	14	14	14
うち重度障害者支援加算(I)対象者	人	0	0	0
うち重度障害者支援加算(II)対象者	人	2	2	2

エ 見込み量の確保のための方策

施設入所者や精神科病院に入院している人の地域移行の受け皿として、また保護者の高齢化によって自宅で暮らすことが困難となったが一人暮らしが難しい人の住居として、生活の基盤となる重要なサービスです。利用希望者は今後増加していくと見込まれるため、事業所の確保に努めます。

(3) 施設入所支援

ア サービスの概要

施設に入所する障がいのある人に対して、主として夜間において、入浴、排せつ又は食事の介護等の便宜を供与します。

イ 第6期見込み量及び実績（1月あたり）

項目		令和3年度	令和4年度	令和5年度 (見込み)
利用者数（人）	計画値	57	59	58
	実績値	54	55	55
	達成率	94.7%	93.2%	94.8%

ウ 第7期見込み量（1月あたり）

実績は計画値を下回っています。今後は緩やかに減少していくと見込んでいます。

項目	令和6年度	令和7年度	令和8年度
利用者数（人）	54	53	52

エ 見込み量の確保のための方策

地域移行が可能な障がいのある人が住み慣れたまちで生活することができるよう、相談支援専門員と連携を図りながら、地域生活のための施設整備の促進を図ります。また、真に入所施設での支援が必要な人が利用できるよう適切なサービス量の確保に努めます。

4 相談系サービス（計画相談支援、地域移行支援、地域定着支援、障害児相談支援）

ア サービスの概要

①計画相談支援

障がい福祉サービスを利用する人が、サービスを適切に利用することができるよう、指定相談支援事業者がサービス等利用計画を作成するとともに、当該サービス利用計画に基づく障がい福祉サービスの提供が確保されるよう、指定障害福祉サービス事業所等との連絡調整等を行います。

②地域移行支援

入所施設や病院に長期入所等している人に対し、地域での生活に移行するための準備に必要な支援を提供します。

③地域定着支援

居宅でひとり暮らしをしている人等に対し、夜間等も含む緊急時における連絡・相談等の必要な支援を提供します。

④障害児相談支援

障害児通所支援を利用する児童が、サービスを適切に利用することができるよう、障害児支援利用計画を作成するとともに、当該サービス利用計画に基づくサービスの提供が確保されるよう、指定障害福祉サービス事業所等との連絡調整等を行います。

イ 第6期見込み量及び実績

項目		令和3年度	令和4年度	令和5年度 (見込み)
計画相談支援 (人)	計画値	205	215	225
	実績値	243	239	226
	達成率	118.5%	111.2%	101%
地域移行支援 (人)	計画値	3	3	3
	実績値	0	0	0
	達成率	0%	0%	0%
地域定着支援 (人)	計画値	1	1	1
	実績値	0	0	0
	達成率	0%	0%	0%
障害児相談支援 (人)	計画値	50	55	60
	実績値	47	38	35
	達成率	94%	69.1%	58.3%

ウ 第7期見込み量

現在の利用者を基礎とし、新規利用者等を勘案して利用者数を見込んでいます。

	令和6年度	令和7年度	令和8年度
計画相談支援 (人)	227	229	231
地域移行支援 (人)	2	2	2
地域定着支援 (人)	1	1	1
障害児相談支援 (人)	35	37	39

エ 見込み量の確保のための方策

地域自立支援協議会において相談支援の質の向上に取り組みます。地域移行支援については関係機関と連携し支援に努めます。

5 障がい児サービス

ア サービスの概要

児童福祉法に基づく障害児通所支援として実施しています。

①児童発達支援

就学前の障がい児に対して、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練等を提供します。

②放課後等デイサービス

学齢期以降の障がい児に対して、放課後や夏休みなどに、生活能力向上のための訓練等を継続的に提供し、放課後等の居場所を提供します。

③保育所等訪問支援

保育所等の集団生活を営む施設を訪問し、障がいのない子どもたちとの集団生活への適応のために専門的な支援を行います。

④医療型児童発達支援

基本的動作、集団生活への適応訓練等を行います。

⑤居宅訪問型児童発達支援

重度の障がい等の状態の障がい児に、居宅に訪問して発達支援を行います。

イ 第6期見込み量及び実績

①児童発達支援（1月あたり）

項目		令和3年度	令和4年度	令和5年度 (見込み)
利用人数（人）	計画値	22	24	23
	実績値	14	15	18
	達成率	63.6%	62.5%	78.3%
サービス量（日）	計画値	264	288	276
	実績値	166	181	217
	達成率	62.9%	62%	78.6%

②放課後等デイサービス（1月あたり）

項目		令和3年度	令和4年度	令和5年度 (見込み)
利用人数（人）	計画値	29	30	32
	実績値	24	25	25
	達成率	82.8%	83%	78.1%
サービス量（日）	計画値	377	390	416
	実績値	296	332	332
	達成率	78%	85.1%	79.8%

③保育所等訪問支援（1月あたり）

項目		令和3年度	令和4年度	令和5年度 (見込み)
利用人数（人）	計画値	5	5	5
	実績値	1	1	1
	達成率	20%	20%	20%
サービス量（日）	計画値	5	5	5
	実績値	1	1	1
	達成率	20%	20%	20%

④医療型児童発達支援（1月あたり）

項目		令和3年度	令和4年度	令和5年度 (見込み)
利用者数（人）	計画値	0	0	1
	実績値	0	0	0
	達成率	0%	0%	0%
サービス量（日）	計画値	0	0	12
	実績値	0	0	0
	達成率	0%	0%	0%

⑤居宅訪問型児童発達支援（1月あたり）

項目		令和3年度	令和4年度	令和5年度 (見込み)
利用者数（人）	計画値	0	0	1
	実績値	0	0	0
	達成率	0%	0%	0%
サービス量（日）	計画値	0	0	0
	実績値	0	0	0
	達成率	0%	0%	0%

ウ 第7期見込み量

現在の利用者数等を基礎として、第6期計画の利用実績や第7期の新規利用等を勘案し、利用者数・サービス量を見込んでいます。

①児童発達支援（1月あたり）

項目	令和6年度	令和7年度	令和8年度
利用者数（人）	17	18	19
サービス見込み量（日）	221	234	247

②放課後等デイサービス（1月あたり）

項目	令和6年度	令和7年度	令和8年度
利用者数（人）	33	37	41
サービス見込み量（日）	462	518	572

③保育所等訪問支援（1月あたり）

項目	令和6年度	令和7年度	令和8年度
利用者数（人）	2	3	4
サービス見込み量（日）	2	3	4

④医療型児童発達支援（1月あたり）

項目	令和6年度	令和7年度	令和8年度
利用者数（人）	0	0	0
サービス見込み量（日）	0	0	0

⑤居宅訪問型児童発達支援

(1月あたり)

項目	令和6年度	令和7年度	令和8年度
利用者数(人)	0	0	0
サービス見込み量(日)	0	0	0

エ 見込み量の確保のための方策

利用者の状況やサービス利用動向を把握し、必要な見込み量を確保します。また、放課後等デイサービスについては、増加傾向にあることから必要なサービスが提供できるように事業所の確保に努めます。

6 発達障がい者関係

ア 事業の概要

①ペアレントトレーニング

保護者や養育者を対象に、行動理論をベースとして環境調整や子どもなどへの肯定的な働きかけをロールプレイ等を通じて学び、保護者や養育者のかかわり方や心理的なストレスの改善、子ども等の適切な行動を促進するなどの家族支援を行います。

②ペアレントメンター

発達障がいのある子どもを育てた保護者が、その育児経験を活かし、同じ親の立場から子育てで同じ悩みを抱える保護者等に対してグループ相談や子どもの特性を伝えるなどのサポートを行います。

③ピアサポート

同じ悩みを抱える人を、仲間の立場で支援し合う活動を行います。

イ 第6期見込み量及び実績

項目		令和3年度	令和4年度	令和5年度 (見込み)
ペアレントトレーニングやペアレントプログラム等の支援プログラム等の受講者数	計画値	0	0	3
	実績値	0	0	0
	達成率	0%	0%	0%
ペアレントメンターの人数	計画値	0	0	1
	実績値	0	0	0
	達成率	0%	0%	0%
ピアサポートの活動への参加人数	計画値	0	0	3
	実績値	0	0	0
	達成率	0%	0%	0%

ウ 第7期見込み量

事業の周知を図り、参加人数の増加に努めます。

項目	令和6年度	令和7年度	令和8年度
ペアレントトレーニングやペアレントプログラム等の支援プログラム等の受講者数	3	5	8
ペアレントトレーニングやペアレントプログラム等の支援プログラム等の実施者数【新】	1	1	1
ペアレントメンターの人数	1	1	2
ピアサポートの活動への参加人数	3	3	3

エ 見込み量の確保のための方策

現在、このような活動が行われていないことからニーズを把握し、児童発達支援センターと協力して実施体制を確保するよう努めます。

7 補装具費の支給

ア サービスの概要

車いすや義足等、身体に装着等することで身体機能を補完・代替し、日常生活や職業生活を容易にするため、長期間にわたって継続して使用される補装具の購入、修理、借受けに係る費用を支給します。

イ 第6期見込み量及び実績

項目		令和3年度	令和4年度	令和5年度 (見込み)
給付件数(件)	計画値	90	100	110
	実績値	61	53	60
	達成率	67.8%	53%	54.5%

ウ 第7期見込み量

項目	令和6年度	令和7年度	令和8年度
給付件数(件)	65	72	80

エ 見込み量の確保のための方策

補装具の支給要件や耐用年数の確認等、適切な給付ができるように制度の周知を図ります。

8 基盤整備計画

今後のサービス提供基盤の整備計画

障がい福祉サービスの利用見込みなどを勘案し、必要な事業所数及び定員数を示し、基盤整備の促進に取り組みます。

サービス種別		項目	令和6年度	令和7年度	令和8年度
日 中 活 動 系	生活介護	箇所数			
		人分			
	自立訓練（機能訓練）	箇所数			
		人分			
	自立訓練（生活訓練）	箇所数			
		人分			
	就労選択支援	箇所数			
		人分			
	就労移行支援	箇所数			
		人分			
	就労継続支援（A型）	箇所数			1
		人分			10
就労継続支援（B型）	箇所数				
	人分				
就労定着支援	箇所数				
	人分				
療養介護	箇所数				
	人分				
福祉型短期入所	箇所数				
	人分				
医療型短期入所	箇所数				
	人分				
居 住 系	自立生活援助	箇所数			
		人分			
	共同生活援助 （うち日中サービス支援型）	箇所数			1
		人分			10
施設入所支援	箇所数				
	人分				
障 害 児	児童発達支援	箇所数			
		人分			
	放課後等デイサービス	箇所数	1		
		人分	10		
	保育所等訪問支援	箇所数			
		人分			

Ⅲ 地域生活支援事業の見込み量

1 必須事業

(1) 理解促進研修・啓発事業

ア 事業の概要

障がいのある人等が日常生活及び社会生活を営む上で生じる「社会的障壁」を除去するため、障がいについての理解を深める研修・啓発を通じて地域住民への働きかけを強化し、共生社会の実現を目指します。

イベント開催（講演会、社会福祉大会への参加）、広報活動を通じ、市民の皆さんへの障がいに対する理解を深めます。

(2) 自発的活動支援事業

ア 事業の概要

障がいのある人が自立した日常生活及び社会生活ができるよう、障がいのある人、その家族、地域住民等による地域における自発的な取り組みを支援します。

(3) 相談支援事業（障害者相談支援事業、基幹相談支援センター等強化事業）

ア サービスの概要

障がいのある人等の福祉に関するさまざまな問題について、障がいのある人等からの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言、その他の障がい福祉サービスの利用支援等、必要な支援を行います。

イ 第6期見込み量及び実績

項目		令和3年度	令和4年度	令和5年度 (見込み)
身体 利用件数 (件/年)	計画値	330	340	350
	実績値	236	245	260
	達成率	71.5%	72.1%	74.3%
知的 利用件数 (件/年)	計画値	600	620	640
	実績値	721	645	650
	達成率	120.2%	104.2%	101.6%
精神 利用件数 (件/年)	計画値	3,050	3,050	3,100
	実績値	3,765	4,263	4,300
	達成率	123.4%	119.8%	118.7%

ウ 第7期見込み量

利用件数が増加傾向にあることから、令和5年度利用件数（見込）を基礎とし、今後も緩やかに増加していくものと見込んでいます。

項目	令和6年度	令和7年度	令和8年度
身体 利用件数 (件/年)	270	294	320
知的 利用件数 (件/年)	650	660	670
精神 利用件数 (件/年)	4,380	4,450	4,500

エ 見込み量の確保のための方策

伊東市と共同で身体・知的・精神の各事業所に委託し実施しています。また、社会福祉士、精神保健福祉士等の専門職員を配置するとともに、地域自立支援協議会を活用し、その機能の強化を図ります。

精神の相談件数が急激に増加していることから、より身近で相談や支援が行われる体制が整備できるよう取り組みます。

(4) 成年後見制度利用支援事業

ア サービスの概要

障がいのある人の権利擁護を図るため、成年後見制度の利用が有効と認められる対象者に対し、成年後見制度の申立てに要する経費（登記手数料、鑑定費用等）及び後見人等の報酬の全部又は一部を助成します。

イ 第6期見込み量及び実績

項目		令和3年度	令和4年度	令和5年度 (見込み)
利用者数（人）	計画値	3	4	5
	実績値	2	3	4
	達成率	66.7%	75%	80%

ウ 第7期見込み量

実績は計画値を下回っていますが、増加傾向にあることから、今後も緩やかに増加していくと見込んでいます。

項目	令和6年度	令和7年度	令和8年度
利用者数（人）	5	6	7

エ 見込み量の確保のための方策

制度の周知を図り利用促進に努め、障がいのある人の権利擁護を図ります。

(5) 成年後見制度法人後見支援事業

ア サービスの概要

成年後見制度における後見等の業務を適正に行うことができる法人を確保できる体制を整備するとともに、市民後見人の活用も含めた法人後見の活動を支援することで、障がいのある人の権利擁護を図るものです。

高齢者における成年後見制度との連携を図りつつ、第7期期間中の体制整備を目指します。

(6) 意思疎通支援事業

ア サービスの概要

聴覚、言語機能、音声機能、視覚、その他の障がいのため意思疎通を図ることに支障がある障がいのある人等に、意思疎通を仲介する手話通訳者等の派遣を行い、意思疎通の円滑化を図ります。

イ 第6期見込み量及び実績

項目		令和3年度	令和4年度	令和5年度 (見込み)
手話通訳者派遣(件)	計画値	130	135	140
	実績値	176	126	140
	達成率	135.4%	93.3%	100%
手話通訳者設置事業 (設置者実数)	計画値	1	1	1
	実績値	1	1	1
	達成率	100%	100%	100%

ウ 第7期見込み量

ほぼ計画値通りであることから、令和5年度実績(見込)を基礎とし派遣件数を見込んでいます。

項目	令和6年度	令和7年度	令和8年度
手話通訳者派遣(件)	150	160	170
手話通訳者設置事業 (設置者実数)	1	1	1

エ 見込み量の確保のための方策

令和5年度に派遣通訳者が新たに1名登録されましたが、利用者が安心してサービスを受けられるように、引き続き手話奉仕員養成講座を実施するなど手話通訳者の確保に努めます。

(7) 日常生活用具給付等事業

ア サービスの概要

障がいなどにより日常生活に困難がある場合、生活の困難を軽減するための各種日常生活用具を給付し、障がいのある人の福祉の向上を図ります。

①介護・訓練支援用具

特殊寝台や特殊マット等障がいのある人等の身体介護を支援する用具や、障がい児が訓練に用いるいす等の用具を給付します。

②自立生活支援用具

入浴補助用具や聴覚障がい者屋内信号装置等、障がいのある人等の入浴、食事、移動等の自立生活を支援する用具を給付します。

③在宅療養等支援用具

電気式たん吸引器や盲人用体温計等、障がいのある人等の在宅療養を支援するための用具を給付します。

④情報・意思疎通支援用具

点字器や人工喉頭等、障がいのある人等の情報収集、伝達や意思疎通を支援する用具を給付します。

⑤排せつ管理支援用具

ストーマ用装具等、障がいのある人等の排せつ管理を支援する衛生用品を給付します。

⑥居宅生活動作補助用具（住宅改修費）

手すりの取付け、床段差の解消等、障がいのある人等の居宅における移動等を円滑にするための小規模な住宅改修に伴う費用の一部を助成します。

イ 第6期見込み量及び実績

項目		令和3年度	令和4年度	令和5年度 (見込み)
介護・訓練支援用具（件）	計画値	3	3	3
	実績値	1	1	2
	達成率	33.3%	33.3%	66.7%
自立生活支援用具（件）	計画値	5	5	5
	実績値	2	1	3
	達成率	40%	20%	60%
在宅療養等支援用具（件）	計画値	5	5	5
	実績値	21	7	5
	達成率	420%	140%	100%
情報・意思疎通支援用具（件）	計画値	16	16	16
	実績値	12	5	15
	達成率	75%	31.3%	93.8%
排せつ管理支援用具（件）	計画値	270	270	270
	実績値	263	273	270
	達成率	97.4%	101.1%	100%
住宅改修費（件）	計画値	1	1	1
	実績値	0	0	1
	達成率	0%	0%	100%
合計（件）	計画値	300	300	300
	実績値	299	287	296
	達成率	99.7%	95.7%	98.7%

ウ 第7期見込み量

利用実績は全体的に増加傾向にあることから、今後も緩やかに増加していくと見込んでいます。

項目	令和6年度	令和7年度	令和8年度
介護・訓練支援用具（件）	3	3	4
自立生活支援用具（件）	3	3	4
在宅療養等支援用具（件）	9	7	5
情報・意思疎通支援用具（件）	13	15	16
排せつ管理支援用具（件）	274	274	280
住宅改修費（件）	1	1	2
合計（件）	303	303	311

エ 見込み量の確保のための方策

現在の給付品目や基準額は県のガイドラインに準じています。

新たな用具の開発や性能の向上が行われるなど用具が日々進歩していることから、給付品目の見直しや、市場価格の変化等に合わせた基準額の設定など動向を注視し、利用者が円滑な給付を受けられるようなサービスを提供します。

(8) 手話奉仕員養成研修事業

ア サービスの概要

聴覚に障がいのある人等の交流活動の促進、広報活動等の支援者として期待される、日常会話程度の手話表現技術を持つ手話奉仕員を養成するため、講座を実施します。

イ 第6期見込み量及び実績

項目		令和3年度	令和4年度	令和5年度 (見込み)
入門講座受講者数(人)	計画値	15	15	15
	実績値	11	15	10
	達成率	73.3%	100%	66.7%

ウ 第7期見込み量

第6期と同じ数を見込み、今後も講座受講者の確保に努めます。

項目	令和6年度	令和7年度	令和8年度
入門講座受講者数(人)	15	15	15

エ 見込み量の確保のための方策

講座の周知方法を工夫するとともに、多くの人が受講しやすいように他市との連携を図るなど環境を整備し、将来の手話通訳者の育成に努めます。

(9) 移動支援事業

ア サービスの概要

社会生活上必要不可欠な外出及び余暇活動等の社会参加のために、障がいのある人等が外出する際の移動を個別に支援します。

イ 第6期見込み量及び実績

項目		令和3年度	令和4年度	令和5年度 (見込み)
利用者数（実人数）	計画値	9	10	11
	実績値	8	7	8
	達成率	88.9%	70%	72.7%
時間数（時間／年）	計画値	306	340	374
	実績値	254	217	259
	達成率	83%	63.8%	69.3%

ウ 第7期見込み量

現在の利用者を基礎とし、新規利用者等を勘案して利用者数を見込んでいます。

項目	令和6年度	令和7年度	令和8年度
利用者数（実人数）	8	9	10
時間数（時間／年）	264	297	330

エ 見込み量の確保のための方策

利用者の現状把握に努め、必要なサービス量を確保できるように事業所等と連携を図っていきます。

(10) 地域活動支援センター

ア サービスの概要

地域活動支援センターは、基礎的事業として創作活動または生産活動の機会の提供、社会との交流促進等を行います。基礎的事業に加え、事業の強化を図るため、専門職員を配置し、医療・福祉及び地域社会基盤との連携強化、障がいの理解促進等の事業を行っています。

イ 第6期見込み量及び実績

項目		令和3年度	令和4年度	令和5年度 (見込み)
箇所数（箇所）	計画値	1	1	1
	実績値	1	1	1
	達成率	100%	100%	100%
利用者数（実人数）	計画値	45	47	50
	実績値	38	33	33
	達成率	84.4%	70.2%	66%

ウ 第7期見込み量

実績は計画値を下回り大きな変化はありませんでしたが、社会交流の重要な場であることから、利用者は緩やかに増加していくと見込みました。

項目	令和6年度	令和7年度	令和8年度
箇所数（箇所）	1	1	1
利用者数（実人数）	40	42	45

エ 見込み量の確保のための方策

委託事業所との連携を強化し、質の高いサービスの提供に努めるとともに、より多くの人に利用してもらえるようサービスの周知に努めます。

2 任意事業

(1) 訪問入浴サービス

ア サービスの概要

地域における身体に障がいのある人等の生活を支援するため、訪問により居宅において入浴サービスを提供し、身体の清潔の維持、心身機能の維持等を図るものです。

イ 第6期見込み量及び実績

項目		令和3年度	令和4年度	令和5年度 (見込み)
利用者数(実人数)	計画値	4	5	5
	実績値	4	4	4
	達成率	100%	80%	80%
利用回数(回/年)	計画値	280	350	350
	実績値	219	234	282
	達成率	78.2%	66.9%	80.6%

ウ 第7期見込み量

現在の利用者数を基礎とし、利用実績や新規利用者数等を勘案して利用者数・利用回数を見込みました。

項目	令和6年度	令和7年度	令和8年度
利用者数(実人数)	4	5	5
利用回数(回/年)	284	355	355

エ 見込み量の確保のための方策

利用者の状況やサービス利用動向を調整し、必要な見込み量を確保します。

(2) 日中一時支援事業

ア サービスの概要

障がいのある人等の家族の就労支援及び障がいのある人等を日常的に介護している家族の一時的な介護の休息を図るため、障がいのある人等の日中における活動の場を提供します。

イ 第6期見込み量及び実績

項目		令和3年度	令和4年度	令和5年度 (見込み)
利用者数(実人数)	計画値	15	16	17
	実績値	13	12	9
	達成率	86.7%	75%	52.9%
利用回数(回/年)	計画値	300	320	340
	実績値	347	289	150
	達成率	115.7%	90.3%	44.1%

ウ 第7期見込み量

現在の利用者数を基礎とし、利用実績や新規利用者数等を勘案して利用者数・利用回数を見込みました。

項目	令和6年度	令和7年度	令和8年度
利用者数(実人数)	10	11	12
利用回数(回/年)	200	220	240

エ 見込み量の確保のための方策

サービスの周知を行うとともに、利用者に必要なサービス量を提供できるようサービス事業所等と連携を図っていきます。

(3) 身体障害者給食サービス

ア サービスの概要

食事の調理が困難な身体障がい者に栄養バランスのとれた食事を提供することにより、食生活の改善と生活の質の確保を図ります。

イ 第6期見込み量及び実績

項目		令和3年度	令和4年度	令和5年度 (見込み)
延回数(回/年)	計画値	420	420	420
	実績値	289	425	528
	達成率	68.8%	106.3%	125.7%

ウ 第7期見込み量

計画値を上回る実績となっており、今後も利用は増加すると見込んでいます。

項目	令和6年度	令和7年度	令和8年度
延回数(回/年)	630	730	830

エ 見込み量の確保のための方策

利用者が増加してきており、また今後、新規利用者も見込まれますが、必要の人に食事が安定して供給できるよう努めます。

(4) 重度身体障害者紙おむつ支給事業

ア サービスの概要

重度身体障がい者に紙おむつを支給することにより、快適な日常生活の維持や衛生管理を支援し、あわせて介護にあたる家族の経済的負担を軽減します。

イ 第6期見込み量及び実績

項目		令和3年度	令和4年度	令和5年度 (見込み)
利用者数(人/年)	計画値	18	20	22
	実績値	19	15	14
	達成率	105.6%	75%	63.6%

ウ 第7期見込み量

現在の利用者数を基礎とし、利用実績や新規利用者数等を勘案して利用者数・利用回数を見込みました。

項目	令和6年度	令和7年度	令和8年度
利用者数(人/年)	14	14	14

エ 見込み量の確保のための方策

長寿介護課と連携を図りながら、当該事業を必要とする方が利用できるよう周知に努めます。

(5) 重度心身障害者タクシー利用料金助成事業

ア サービスの概要

重度心身障がい者（児）にタクシー利用料金の一部を助成することにより、通院や日常生活の利便性向上及び社会参加の促進を図ります。

イ 第6期見込み量及び実績

項目		令和3年度	令和4年度	令和5年度 (見込み)
利用者数（人／年）	計画値	740	745	750
	実績値	794	817	814
	達成率	111.8%	113.5%	111.5%

ウ 第7期見込み量

現在の利用者数を基礎とし、利用実績や新規利用者数等を勘案して利用者数・利用回数を見込みました。

項目	令和6年度	令和7年度	令和8年度
利用者数（人／年）	820	825	830

エ 見込み量の確保のための方策

当該事業を必要とする方が利用できるよう周知に努めます。

(6) 重度障害者（児）医療費助成事業

ア サービスの概要

重度障がい者（児）が医療機関等で受診したときの保険医療費の自己負担額等の一部を負担することにより、障がい者（児）の経済的負担の軽減を図ります。

イ 第6期見込み量及び実績

項目		令和3年度	令和4年度	令和5年度 (見込み)
延件数（件／年）	計画値	18,400	18,500	18,600
	実績値	18,557	18,694	18,400
	達成率	100.9%	101%	98.9%

ウ 第7期見込み量

現在の利用者数を基礎とし、利用実績や新規利用者数等を勘案して利用者数・利用回数を見込みました。

項目	令和6年度	令和7年度	令和8年度
延件数（件／年）	18,500	18,600	18,700

エ 見込み量の確保のための方策

当該事業を必要とする方が利用できるよう周知に努めます。

《参考資料》

熱海市障害者計画及び熱海市障害福祉計画策定懇話会設置要綱

平成29年3月27日

告示第25号

(設置)

第1条 この要綱は、障害者基本法（昭和45年法律第84号）第11条第3項に規定する市町村障害者計画（以下「市町村障害者計画」という。）及び障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律123号）第88条第1項に規定する市町村障害福祉計画（以下「市町村障害福祉計画」という。）の策定に関して、広く意見を聴取し、総合的かつ体系的な計画を円滑に策定するため、熱海市障害者計画及び熱海市障害福祉計画策定懇話会（以下「懇話会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 懇話会は、次に掲げる事務を所掌する。

- (1) 市町村障害者計画又は市町村障害福祉計画の策定又は変更（以下「策定等」という。）に関すること。
- (2) 前号に掲げるもののほか、その他障害者福祉の向上に関すること。

(組織)

第3条 懇話会は、委員10人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 障害者の組織する団体又は障害福祉サービス事業者から推薦を受けた者
- (2) 学校関係者
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、委嘱又は任命の日から策定等が終了する日までとする。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第5条 懇話会に会長及び副会長1人を置く。

- 2 会長は委員の互選により定め、副会長は会長が指名する。
- 3 会長は、懇話会を代表し、会務を総理する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 懇話会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集し、その議長となる。

- 2 会議は、委員の半数以上が出席しなければ、開くことができない。
- 3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(庶務)

第7条 懇話会の庶務は、障害福祉担当課において処理する。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、懇話会の運営に関し必要な事項は、会長が懇話会に諮って定める。

附 則

- 1 この告示は、平成29年4月1日から施行する。
- 2 この告示の施行後及び委員の任期満了後最初に行われる会議の招集は、第6条第1項の規定にかかわらず、市長が行い、会長が選出されるまで、その議長となる。

熱海市障害者計画及び熱海市障害福祉計画策定懇話会委員名簿

役職	氏名	所属
会長	秋津 崇史	公益財団法人復康会 サポートセンターリリぶ
副会長	山内 健生	社会福祉法人緑葉会 陽光の園
	岩瀬 輝美	熱海市身体障害者福祉会
	堀之内 鈴子	熱海市手をつなぐ育成会
	大木 加代子	特定非営利活動法人 熱海ふれあい作業所
	岩崎 由香	特定非営利滑動法人 エシカファーム (熱海市児童発達支援センター指定管理者)
	坂野 宜照	障害者就業・生活支援センターおおむろ
	竹居 寛信	静岡県立東部特別支援学校伊東分校
	中島 大介	静岡県熱海健康福祉センター

第6期 熱海市障がい者計画
第7期 熱海市障がい福祉計
第3期 熱海市障がい児福祉計画
令和6年3月

発行 熱海市
編集 健康福祉部 社会福祉課 障がい福祉室
〒413-8550 静岡県熱海市中央町1番1号
電話 0557-86-6000（代表）